

KSK 扉よひらけ
認定 NPO 法人大阪精神医療人権センター

2019年度 事業報告

2020年度事業計画

2019年度	事業報告書		3
2019年度	事業会計活動計算書	..	46
2020年度	事業計画書		51
2020年度	事業会計活動予算書	...	58



OSAKA Center for
Mental Health and Human Rights

大阪精神医療『人権』センターは、 精神障害者の『人権』が守られるための活動を始め、 安心してかけられる精神医療の実現を目指します。

認定 NPO 法人 大阪精神医療人権センターの目的

精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的とする

1
声をきく

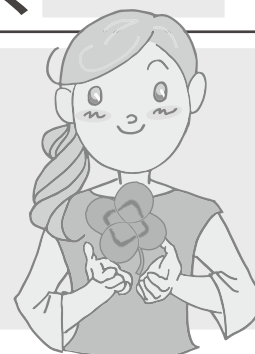
入院者の立場に
たった権利擁護
活動を実践する

2
扉をひらく

精神科病院を開
かれたものにする

3
社会をかえる

安心してかけ
る精神医療を
実現する



権利擁護活動の具体的内容

- 1 権利（があるということ）を知ることの支援（アウトリーチ）
- 2 今ある権利を使いこなすことの支援
- 3 権利の現状の調査・分析（リサーチ）
- 4 権利侵害に対する救済・回復支援
- 5 権利を使いこなした結果としての制度改革・新しい制度提案（ロビー活動）
- 6 次世代に人権理念を受け継ぎ発展させる人材の育成

2019年度 事業報告書
(事業期間：2019年4月1日～2020年3月31日)

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

目次：

- 第1 事業の概要
- 第2 「声をきく」活動の実施状況と成果
- 第3 「扉をひらく」活動の実施状況と成果
- 第4 「社会をかえる」活動の実施状況と成果
- 第5 その他事業
- 第6 当センターの組織体制等

第1 事業の概要

1 当センターの目的（ビジョン）

当センターは、精神医療及び社会生活における精神障害者の『人権』を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的（ビジョン）としています。

人権とは

『人権』は、人が生まれながらに有する大切な権利、自由です。『人権』は、障害の有無にかかわらず、誰にでも同じように守られます。人が自分の生き方を選択し、自分らしく生きていくためには、『人権』が守られなければなりません。

大阪精神医療人権センターは、精神障害のある人たちの『人権』が守られるための活動を続け、安心してかけられる精神医療の実現を目指しています。

2 日本の精神医療の現状と課題解決に向けて～3つのビジョン（価値観）に基づく活動～

日本の精神医療の現状
精神障害者の人権が制限され、当たり前地域で生活し、必要なときに安心してかけられる医療が整備されていないこと

日本の精神医療の現状を生み出す3つの課題		
精神科病院に入院中の方の権利擁護システムが不十分であること	精神科病院の密室性、閉鎖性が解消されていないこと	精神障害、精神疾患に対する差別意識、偏見が解消されていないこと
3つのミッション、目的、活動内容		
① 声をきく	② 扉をひらく	③ 社会をかえる
～精神科に入院する方の立場にたった権利擁護活動を実践するために～	～精神科病院を開かれたものにするために～	～安心してかけられる精神医療を実現するために～
入院中の方のための個別相談（手紙、電話及び面会）	精神科病院への訪問活動及び情報公開	精神医療及び精神保健福祉に係る啓発・政策提言（権利擁護システム研究会及び講演会等の開催）

第2 「声をきく」活動の実施状況と成果

当センターは、「声をきく～精神科に入院する方の立場にたった権利擁護活動を実践するために～」というビジョン（価値観）をもって、「入院中の方のための個別相談（手紙、電話及び面会）」を行っています。これにより、精神科に入院中の方のための権利擁護システムが不十分であるという現状を解消し、本来求められるべき権利擁護システムの構築を目指します。

1 個別相談の件数等

精神科に入院する方の立場に立った権利擁護活動を実践するために、当センターでは、主に精神科病院に入院中の方から、手紙、FAX、電話及び面会による個別相談を実施しています。

個別相談活動は、私たちの目的に賛同する市民の方々に、個別相談活動の養成講座を受講していただき、参加してもらっています。現在、個別相談活動の参加者には、交通費を支給するのみで、ボランティア（無償）でお願いしています。

面会活動は、相談者の希望に従い、2名1組で行っています。個別相談活動には、現在、当事者、家族、看護師、ソーシャルワーカー、ヘルパー、弁護士、会社員、建築士、教員、学生等様々な立場の方が参加しています。

個別相談の件数は年々増加しており、入院中の方の立場にたった権利擁護活動の必要性、ニーズの高さは明らかです。また、個別相談活動の参加により精神障害、精神疾患に対する意識が変わり、日本の精神医療の現状を変えていく必要があると感じるようになったという声を多数いただいています。

《相談件数》

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
① 手紙	200件	60件	33件	36件	30件
② FAX	2件	1件	0件	2件	5件
③ メール	41件	14件	44件	4件	6件
④ 電話	885件	1021件	854件	830件	679件
⑤ 面会	179回 (17病院)	171回 (19病院)	102回 (15病院)	39回 (12病院)	27回 (10病院)
合計	1307件	1267件	1033件	911件	747件

* 電話相談内容の詳細は別紙1、面会件数の詳細は別紙2、面会活動の詳細は別紙3のとおりです。

《相談の傾向、分析》

手紙による相談の中では、「最近こういうことに困っている」「また面会に来てほしい」等のお返事がくることにより増えています。また、2019年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で面会が制限されることが多くなっているため、手紙によるやりとりが増えています。

面会活動は退院による終了が13名となりました。2年以上かかわってきた方の退院が2名ありました。

一方で新型コロナウイルス感染症の影響により、2月後半から3月に予定していた面会の多くが中止となりました。今も、電話や手紙のやりとりをしながら、病棟で面会を待っていてくださる方が約50名います（うち2名は新規の面会希望）。

2 大阪府内における個別相談活動の充実に向けた取組

（1）個別相談活動（電話相談・面会・手紙）ボランティア養成講座の開催

日時：2019年12月14日13:00～16:45

場所：アットビジネスセンター大阪梅田 704号室（大阪市）

講師：個別相談活動検討チーム 彼谷哲志さん、角野太一さん、細井大輔さん

参加者：27名

目的：大阪精神医療人権センターの個別相談活動に興味、関心がある人に対して同センターの活動を知ってもらい、参加してもらう。

内容：①大阪精神医療人権センターの活動紹介

②精神障害者の人権、権利擁護活動の必要性や内容

③精神保健福祉法（強制入院、身体拘束、隔離）の基礎知識

④入院中の方へ面会に行くときの心構え

⑤大阪精神医療人権センターの個別相談活動の意義や成果

参加者の声（感想）：

- ・入院中の方の権利について伝える、思いを聞くということがとても大事だと思った。
- ・当事者の“意志の尊重”という名のもと、情報提供をしない（退院に向けた手立てを示さない）ということは虐待であり、ネグレクトによる人権侵害だと考えました。
- ・実際に面会によって変化した環境の様子が聞けて良かった。
- ・退院できない理由がさまざまであること、答えがないのではなく、どうすればできるのかを考える必要があることがわかった。

（２）事例検討会の開催

個別相談活動の具体的事例をもとに、個別相談活動でできる、できないことを整理し、権利擁護活動としての個別相談における重要な活動内容や問題点、改善点について意見交換を行い、個別相談活動参加者のフォローアップを行いました。

<第1回>

日時：2019年8月28日（水）18：45～21：00

場所：大阪弁護士会館（大阪市）

司会：西川健一さん（個別相談活動検討チーム）

参加者：17名

目的：個別相談活動の事例を共有し、課題の解決方法を議論する。

内容：ある日突然、強制入院となり、単身で生活していた住居を解約され、その後の生活について不安を抱え、また、入院自体 PSW の対応に不満があり、入院環境に納得していないケースを検討した。

<第2回>

日時：2019年10月30日（水）18：45～21：00

場所：大阪弁護士会館（大阪市）

司会：西川健一さん（個別相談活動検討チーム）

参加者：14名

目的：個別相談活動の事例を共有し、課題の解決方法を議論する。

内容：長期で任意入院している方で、医師からグループホームによる退院を進められているが、本人が望んでいない、又は悩んでいるケースについて検討した。

<第3回>

日時：2019年12月22日（日）13：00～16：30

場所：エルおおさか本館5階（大阪市）

司会：細井大輔さん（理事）

参加者：22名

目的：個別相談活動の事例を共有し、課題の解決方法を議論する。

内容：①本人が退院に対して不安を抱いているケース、②医師が退院に反対しているケース、③家族が反対しているケース、④病院職員による不適切な言動、虐待ケースの解決方法を検討した。

※日本財団助成事業

参加者の声（アンケートより）：

◆面会活動に参加している理由／活動に参加して、うれしかった。

・まだまだ何の力にもなれていないと思いますが、まずは外の人が病棟に入っているだけでもいいと思っている。

・地域で生活している当事者として病院の中に風を送ることができる。

・またお電話します、また来てほしいと言ってもらえた。

◆面会活動で悩んだこと・困ったこと

・一緒に行く人と共有して、いろいろ話をしていますので、大丈夫です。

・本人の意向に沿うように退院に結びつかないこと。

◆事例検討会に参加した感想

・活動に参加する中で、「もやーっ」としていたことが、おぼろげながら整理できた。

・多角的な考え方、見方ができてよかった。

（３）権利擁護活動の組織的基盤の充実に向けた取組

権利擁護活動を充実させていくためには、活動に参加する方々をサポートするための組織的基盤の構築が必要不可欠です。そのため、２０１９年度は、以下のとおり、組織的基盤の構築のために検討会議を実施しました。

＜第１回＞ 権利擁護活動の拡充のための組織論①

日時：２０１９年６月２日１３：００～１６：００

場所：ＰＬＰ会館 ４階小会議室Ｂ（大阪市）

講師：河合将生さん（NPO 組織基盤強化コンサルタント office musubime・代表）

内容：①組織的取組の必要性、②活動の維持、充実に向けた組織を構築するために必要なこと（ミッション、ビジョン、中長期計画、人材、資金）、③他事例の紹介（いい点、悪い点）、④河合さんから見た大阪精神医療人権センターの現状と課題、⑤解決方法

参加者：１３名

＜第２回＞ 他事例（伴走型支援士）から考える

日時：２０１９年８月５日１８：３０～２１：００

場所：大阪弁護士会館 ９０４室（大阪市）

講師：奥田知志さん（認定 NPO 法人抱樸）

内容：①伴走型支援士の取組内容、②取組に向けた課題と解決方法、③取組の成果の測定方法、④取組のための人材、財源の獲得方法

参加者：１７名

＜第3回＞権利擁護活動の拡充のための組織論②

日時：2019年8月18日13:00～16:00

場所：PLP会館 4階小会議室B（大阪市）

講師：河合将生さん（NPO 組織基盤強化コンサルタント office musubime・代表）

参加者：15名

参加者の声（アンケートより）：

◆大阪精神医療人権センターの強みについて

活動を応援してくださる方がたくさんいること／活動を続けてきたこととそのことによって多くの方に知ってもらっていること／大阪や近隣に協力者がいること／人とのつながり／独自性があること／事務局があること

◆大阪精神医療人権センターの弱みについて

財源の弱さ／システム化されていない／コーディネートがメールベース／事務局とボランティアの間の中層層がない／事務局体制

◆他団体の取り組みを知ること

- ・参考になった

◆伴走型支援士について

・「支援」という言葉の使い方に気をつけないといけないと思った。入院中の方と面会にいくボランティアの間で線をひいてしまうことになりかねない。

- ・迷っておられる状態もまたよしとお付き合いしていく姿勢の大切さを再認識した。
- ・活動参加者を増やすための取り組みとして参考になった。

※日本財団助成事業

3 大阪府外の個別相談の拡充に向けた取組

（1）2019年度 日本財団助成事業「精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充」の実施

ア 事業の概要

大阪精神医療人権センターの活動を全国に広げ、精神科に入院中の方への権利擁護活動を充実させるために、2017年度から日本財団助成事業「精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充」に取り組んでいます。2019年度も、検討チーム（彼谷哲志さん、角野太一さん、西川健一さん、細井大輔さん）が中心となり、以下の事業を実施しました。

イ 入院中の方向けのリーフレット作成

入院中の方から相談を受けやすい仕組みを作るために、大阪府以外でも活用できる精神科に入院中の方に向けたリーフレットを準備しました。同リーフレットは、大阪精神医療人権センターのウェブサイトから無料でダウンロードできるようになっています。

リーフレットの概要

- ① 人権の意義（ひとは、生まれながらにして、かけがえのない価値があり、自分らしく生きる権利があること）
- ② 精神科に入院中の方のための権利、自由の種類や内容（入院中の精神障害者の権利に関する宣言）
- ③ 入院中の方の困りごと、悩みの一覧
- ④ 大阪精神医療人権センターへの相談方法

ウ 研修冊子「一緒にはじめよう！！精神科に入院中の方への面会～権利をまもり、今を変えていくために～」の作成

より充実した個別相談の研修を開催するとともに、大阪府以外でも、また、はじめての方でも、精神科病院に入院中の方への面会活動を気軽に始めることができるように、マンガ形式の研修冊子「一緒にはじめよう！！精神科に入院中の方への面会～権利をまもり、今を変えていくために～」を作成し、販売しています（600円（税込）／冊）。

面会冊子の概要：

この冊子は、「人が生まれながらに有する大切な権利（人権）」の視点から、精神科に入院中の方へ面会に行くときに知っていてほしいことをまとめたものです。

日本の精神医療の現状や課題は、まだまだ広く知られていません。私たちは、日本の精神医療を変えていくために、たくさんのひとたちに、現状と課題を知ってもらいたいと考えています。この冊子は、イラスト等を活用し、分かりやすいように心がけました。

是非、この冊子を手にとって、実際に病棟に訪問し、入院している方の声をきく活動に参加してください。私たちやみなさんの活動がきっと閉じられた扉をひらくことにつながっていくものと信じています。

面会冊子の詳細：

■知ってほしい!!大阪精神医療人権センターの活動 ■知ってほしい!!精神科に入院中の方への面会が必要となる理由 ▽人権とは▽権利擁護活動が必要となる理由▽面会活動の意義～なぜ、私たちは面会活動を続けるのか～ ■知ってほしい!!日本の精神医療の現状 ■知ってほしい!!精神保健福祉法の枠組み ■『医療保護入院(強制入院)』を捉え直すために ■大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり ■知ってほしい!!身体拘束、隔離の現状 ■退院請求に関するQ&A ■知ってほしい!!「できない100の理由より、できる一つの方法」を考えることの大切さ ■病院職員のジレンマを解決するために ■入院中の方から話をきくこと～面会のコツ～ ■入院体験者の声／面会相談を利用した方の声／個別相談ボランティアの声

購入者の声（感想）：

この冊子はこれから「面会活動」を始めたい人にぜひお勧めです。一気に読んでしまいました。病棟訪問のような本格的なオンブズマン活動は少々ハードルが高く感じられますが、「面会活動」は、たとえば、地域の相談支援事業所等と連携しながら、全国どこでも開始できそうです。入院中の方の権利擁護は大事だけれど、何を、どう始めたらよいのかと思う時の入り口になるかもしれません。また、入院中の困りごとや、お話を聴かせていただく時のやり方が具体的、かつ、非常にわかりやすく書かれています。冊子内の質問例は役に立ちますね。精神科病院に、もし、アドボケートを配置でき、このような寄り添い型で関わってくださったら、患者様はどんなに心強いでしょう。

さっそく知り合いの事業所にはたらきかけ、一緒に始める準備を開始しました。

松本真由美さん（PSW・日本福祉医療大学）

時間が経つのを忘れ、夢中で読ませていただきました。和歌山弁護士会には、まだ精神保健当番弁護士制度がありませんので、貴センターの取組も参考にさせていただきながら、取組みを進めていければと考えております。マンパワーが少ないことを言い訳にしてきましたが、できない理由よりも、できる理由を見つけ、いくらでも工夫できることがあることを周知していければと思います。

先日、「家族依存から社会的支援に向けて進める会」（通称：進める会）で、冊子を回覧したときのことですが、「面会活動参加者の声」や「入院体験者の声」に関心が高かったように感じました。私個人の感想としては、病気としてみないといけない側面と、そのことからご本人が感じるしんどさが「入院体験者の声」を読んで初めての人にも「わかりやすく伝わる」と思った次第です。

土橋弘幸さん（弁護士）

エ Eラーニング配信「個別相談活動 養成講座～大阪精神医療人権センターの実践～」の作成

精神科に入院中の方への個別相談活動（手紙、電話、面会）を始めたい方や各地に人権センターを立ち上げたい方への「はじめの一步」として利用できるビギナー向けのプログラムとして、「個別相談活動 ボランティア養成講座」の動画プログラムが完成しました（1本700円／30日間のストリーミング期間）。

① 「大阪精神医療人権センターの実践～安心してかけられる精神医療を目指して～」

講師：細井大輔さん（理事）

② 「退院できない理由」が誰の理由か考える

講師：角野太一さん（個別相談活動検討チーム）

③ 入院している人から話を聞くこと

講師：彼谷哲志さん（個別相談活動検討チーム）

オ 兵庫、神奈川及び埼玉での公開講座の開催

兵庫県精神医療人権センターとの共催 in 兵庫

日時：2019年6月29日10:00～16:30

場所：兵庫勤労市民センター 第三会議室（神戸市）

講師：西川健一さん（個別相談活動検討チーム）、細井大輔さん（理事）、藤原理枝さん（運営会員）

参加者：37名

YPS 横浜ピアスタッフ協会との共催 in 神奈川

日時：2020年2月21日13:00～17:00

場所：ウィリング横浜 125・126研修室（横浜市）

講師：彼谷哲志さん（個別相談活動検討チーム）、細井大輔さん（理事）

参加者：57名

埼玉県精神医療人権センターとの共催 in 埼玉

日時：2020年2月23日13:00～17:00

場所：埼玉会館 3C会議室（さいたま市）

講師：角野太一さん（個別相談活動検討チーム）、細井大輔さん（理事）

参加者：63名

公開講座の内容：

- ① 「声をきく」「扉をひらく」「社会をかえる」という価値観と大阪精神医療人権センターによる実践内容
- ② 「人権」（個人の尊厳）の大切さ、権利擁護活動が求められる理由、権利擁護活動の成果
- ③ 「人権」の視点から考える精神保健福祉法（強制入院、身体拘束・隔離を含む行動制限、閉鎖病棟を中心に）
- ④ 入院している方から話を聞くときの心構え、ポイント
- ⑤ 「退院できない理由」が誰の理由（不安）か考え、その理由（不安）を解消していくためにできること

公開講座の総括：

2019年度 日本財団助成事業では、大阪府以外で権利擁護活動の拡充を目指している団体（兵庫・神奈川・埼玉）と連携、協力して、公開講座を開催しました。

これまで、「大阪以外では、できない」と言われることもありましたが、大阪府以外の団体と交流を深める中で、同じ思いを持つたくさんの人たちが各地にいることがわかり、

全国で権利擁護活動を拡充させていく必要があることを再確認することができました。

また、各地では、新しい波（動き）が生まれており、日本の精神科医療だけではなく、社会全体が変わっていくための力を感じるとともに、大阪精神医療人権センターとしても、各地の声に勇気づけられ、他団体に負けないように、更なる成長の必要性を確認できました。

＊公開講座の詳細は、各地の取組・抱負・感想とともに、2020年4月号・人権センターニュースで報告しています。

力 大阪精神医療人権センター設立34周年 記念シンポジウム「海外の制度から日本の精神医療を考える～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」

日時：2019年11月16日13:00～16:35

場所：エルおおさか 南館5階南ホール（大阪市）

参加者：187名

目的：海外（イギリス、フランス、カリフォルニア）の制度や状況を知ることにより、日本の精神医療の課題解決に役立たせること

内容：

第1部 大阪精神医療人権センターの取り組みと「精神科アドボケイト（権利擁護者）の活動指針案・事業モデル案」

原昌平さん（精神保健福祉士／大阪府立大学・立命館大学客員研究員）

第2部 海外の法制度を知る

◆イギリスにおけるアドボケイト、権利擁護の仕組み

浜島恭子さん（特定非営利活動法人 DPI 日本会議事務局員／明治学院大学非常勤講師）

イギリスでの例をあげ、それらは日本においても必要なものか、日本でどうするのか？という議論に結びつけられるような情報提供を心がけたいと思っています。

◆フランスにおける強制入院制度～日本の強制入院制度と比較して～

石崎学さん（龍谷大学法学部教授）

フランスにおける精神障害者の強制入院の要件は日本よりも厳格だ。また裁判官による事後の審査制度もある。フランスの制度と比しても日本の強制入院制度はあまりにルーズである。

◆カリフォルニアにおけるアドボケイト、権利擁護の仕組み

竹端寛さん（兵庫県立大学環境人間学部准教授／権利擁護システム研究会コーディネーター）

第3部 会場の参加者の皆さんで意見交換

第4部 パネルディスカッション・質疑応答

コーディネーター竹端寛さん・細井大輔さん（当センター理事）

後援：DPⅠ日本会議、日本障害者協議会、全国精神保健福祉会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、地域精神保健福祉機構、日本精神神経科診療所協会、日本精神保健福祉士協会、大阪精神障害者連絡会、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会、九州弁護士会連合会、東京精神医療人権センター、埼玉県精神医療人権センター、兵庫県精神医療人権センター

*本シンポジウムの詳細は、人権センターニュース2019年12月号で報告しています
※日本財団助成事業

（2）2019年度 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表明支援に関する研究」への関与

現在、国立精神・神経医療研究センターの研究班が新しいモデル作りを進めていますが、同研究には、大阪精神医療人権センターの理事（個人）も参加しています。

今後、大阪府以外の地域において、モデル事業が実施されることが予想されますが、本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて、引き続き関与していくことになります。

*上記事業に関し、2020年4月9日付け毎日新聞の朝刊「患者の権利擁護へ支援模索」において、大阪精神医療人権センターの活動とともに紹介されました。

（3）他府県、他団体等による視察への対応

- ア 2019年9月5日、神奈川県から越智祥太氏（精神科医）、佐々木信夫氏（弁護士）による当センターへの視察が行われ、大阪精神医療人権センターの会議室において、意見交換会を実施しました。
- イ 2019年9月30日、神奈川県からYPS横浜ピアスタッフ協会の有志メンバーが大阪を訪れ、大阪大学・中之島センターにおいて、大阪精神医療人権センター及び権利擁護活動に関し、意見交換会を実施しました。

4 2019年度の「声をきく」活動の成果

(1) 面会件数が2016年度は39回で、2018年度は171回で増えており、2019年度は年200回のペースで、新型コロナウイルスの影響により、2月・3月の面会件数が減少したため、2019年度は179回でしたが、それでも2018年度の面会件数を超えました。相談内容は54名のうち、39名(72.2%)が退院したいという相談でした。面会件数や相談内容からすれば、権利擁護活動としての面会活動の必要性、ニーズを実証でき、精神科病院に入院中の方のための権利擁護システムの構築が急務であることを確認できました。

(2) 養成講座等の開催により、新規の電話相談担当者が1名、面会活動参加者が10名増え、より充実した個別相談活動の体制を構築することができました。また、個別相談活動の質の向上のために事例検討会を開催し、個別相談活動によって、以下の声を頂くことができました。また、大阪精神医療人権センターの面会活動を契機として、病院職員による不正行為(入院中の方の預金着服)が発覚し、被害弁償に至ったケースもあり、外部から病棟内に入っていく活動の重要性を再確認できました。

退院支援が具体的に始まった	7名
退院した	14名
処遇改善・希望の実現	12名

(実人数54名 ※回答は重複あり)

(3) 大阪、兵庫、神奈川、埼玉における公開講座を実施し、合計184名(大阪27名、兵庫37名、神奈川57名、埼玉63名)が参加し、個別相談検討チームに加えて、兵庫、神奈川、埼玉から各3名が参加するメーリングリスト(ML)を立ち上げ、情報共有を継続しており、新たなネットワークを構築することができました。

2020年度以降も、連携・協力して、2020年度・日本財団助成事業「精神科に入院中の方への権利擁護の普及のためのコンサルテーション」事業の参加協力を依頼し、権利擁護活動の全国的な普及に向けた一歩を進むことができました。

公開講座参加者の声(感想):

◆大阪

- ・管理される、制限される入院生活の実際を聞き、このような環境下に置かれていることをよく理解し、お話をおききすることの重要性を感じることができた。
- ・市民として活動に参加し、当事者の方と向き合い、自分の人権感覚を見つめなおしていきたい。

◆兵庫

- ・実際に病院で働きながらおかしいと思っていたことを伝えて下さったので、臨場感を

もって想像することができた。

- 慣れてしまうことのこわさ、面会時のポイント、いろいろな視点をいただいた。ロールプレイは座学ではわからない難しさが体験できた。聴き方等いろいろ工夫がいることを実感した。
- 「人権」とは何か、基本的なことを再確認できてよかった。この活動が続けている人の思いもよく伝わりました。本当によい1日でした。
- 入院生活についての解説は、私自身が入院した時に体験を話してくれているような気がしました。来てよかった、その一言につきます。

◆神奈川

- 精神科病院のあり方が何だか変だ、これで良いのだろうかと1人で考えている時は孤独でした。大阪精神医療人権センターの存在を知り、そして横浜でもチームができて、自分自身も救われました。今後ともよろしく願いいたします。
- 知らないことをたくさん知ることができた。この状況に問題意識を持っている人、実際に活動している人がほかにもいることをうれしく思った。
- 横浜にもやはり精神医療人権センターが必要だと思った。

◆埼玉

- 「退院できない理由」について、制度がこれだから仕方がないと思っていた部分がありましたが、病院内で働く私には、医師など医療者に伝えることができることがまだまだたくさんあることに気付きました。
- 権利擁護活動は精神医療と対立するものではなく、精神医療の質を良くしていくための活動であること、それは医療者にとっても必要性の高いものだとなりました。
- どうぞこの活動がもっともっと多くの地域に広まりますように!!

個別相談活動を継続、充実させるために：

電話・面会相談では相談者の方からお金を頂いていません。そのため、個別相談活動を継続するために、交通費（1回2,000円～4,000円／2名分）や個別相談活動をアレンジするための事務局スタッフの人件費（年間500万円）が必要となります。

また、個別相談の依頼が増え続けていますが、その一方で、常勤職員の数が変わっておらず（現在、常勤職員1名）、早急に事務局体制を充実させる必要があります。

当センターの主な財政的基盤は、支援者の皆様による会費と寄付です。個別相談活動の継続、充実のために、今後とも、ご支援、ご協力をよろしくお願いします。

第3 「扉をひらく」活動の実施状況と成果

当センターは、「扉をひらく～精神科病院を開かれたものにするために～」というビジョンをもって、「精神科病院への訪問活動及び情報公開」を行い、精神科病院の密室性、閉鎖性の解消を目指します。

1 精神科病院への訪問活動の実施状況

- (1) 当センターでは、精神科病院に入院中の方の人権を擁護し、より良好な療養環境の改善に向けて、精神科病院の病棟等に訪問・視察を行い、入院中の方々から聞き取りを行う等、精神科病院への訪問活動に参加しています（2003年から精神医療オンブズマン制度、2009年から療養環境サポーター制度）。
- (2) 療養環境サポーター制度では、当センターは、訪問先病院の選定、サポーターの日程調整、報告書作成への関与等、重要な役割を担っています。また、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会にも当センターから2名の委員が参加し、行政や病院関係者等と協議し、その結果を当センターのウェブサイトにて情報公開しています。

《訪問回数》

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
訪問回数	11回	12回	12回	12回

《2019年度の訪問日・訪問先》

訪問年月日			医療機関名	サポーター 参加人数
2019年	4月	15日	阪和いずみ病院	6
	5月	31日	茨木病院	4
	6月	24日	和泉丘病院	7
	7月	29日	光愛病院	4
	8月	5日	箕面神経サナトリウム	6
	9月	11日	坂根病院	5
	10月	11日	大阪市立総合医療センター	2
	11月	11日	京阪病院	4
	12月	9日	阪本病院	5
2020年	1月	27日	渡辺病院	6
	2月	19日	ためなが温泉病院	5

* 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の開催状況は別紙5のとおりです。

2 医療観察法病棟への訪問活動

この活動では、法律専門職である弁護士と当センターの職員が連携、協力して、入院者と面会し、当センターが長年蓄積してきたノウハウや情報を提供し、相談を受けるとともに、法的観点からの助言を行っています。

《活動の回数・相談者数》

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
回数	5回	5回	6回	6回
相談者数 (新規)	8名 (新規1名)	11名 (新規1名)	13名 (新規2名)	10名 (新規1名)

協力弁護士：

愛須勝也さん、位田浩さん、大槻和夫さん、守田恵さん、細井大輔さん

3 精神科病院への訪問活動の拡充に向けた取組み

精神科病院への訪問活動の拡充に向けて、以下の取組みを実施しました。

- ① 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の傍聴（定員5名）をフェイスブックや人権センターニュースにより呼びかけ、多くの方々に、この活動に関心を持ってもらえるように取り組みました。2019年度は、20名の方々が協議会を傍聴しました。

② 療養環境サポーター訪問活動についての意見交換会

＜第1回＞ テーマ：身体拘束

日時：2019年7月31日（水）18：45～20：30

場所：大阪弁護士会館 902室（大阪市）

司会：関口美穂さん（運営会員）

参加者：15名

＜第2回＞ テーマ：金銭管理

日時：2020年1月22日（水）18：45～20：30

場所：大阪弁護士会館 902室（大阪市）

司会：細井大輔さん（理事）

参加者：14名

4 630調査の情報公開請求の状況

2018年度の630調査に関し、大阪府・大阪市・堺市から、非開示とする旨の決定が通知されましたが、2019年度の630調査に関し、情報公開請求したところ、開示されました。

5 情報公開活動

① 人権センターニュースの発行（2か月に1回）

2019年度の人権センターニュースの記事一覧は別紙6のとおりです。「人権」の視点から、日本の精神医療の現状や課題、当センターの活動状況を積極的に情報発信しています。人権センターニュースは会員の方に発送するとともに、500円／冊（紙媒体）で販売しています。

② ウェブサイトによる情報発信

療養環境サポーター活動報告の結果について、当センターの公式ウェブサイトにより随時更新しています。

③ 扉よひらけ⑦大阪精神科病院事情ありのまま2015

2019年度も、「扉よひらけ⑦大阪精神科病院事情ありのまま2015」（販売価格2,000円・税込）を30冊購入していただき、残数10冊程度（2020年3月末時点）となりました。

④ フェイスブックによる情報発信

2019年度に関心の高かったフェイスブックの投稿は、以下のとおりです（リーチ数を基準にトップ5を紹介しています。）。

1位	2019年5月19日	合計リーチ数	3538
----	------------	--------	------

記念講演会「精神科病院における身体拘束を考える」質疑応答より「身体拘束というのは、縛って、立ち去って行くということです。恐怖のどん底、いつ外されるかわからなくて、誰かに横にいてほしい時に縛って立ち去っていくわけです。精神科特例なんてみんな忘れちゃっているけれど、全くの差別でおかしいのです。」（長谷川さん）

2位	2020年1月5日	合計リーチ数	2477
----	-----------	--------	------

【権利擁護システム研究会】2019年12月22日は、日本社会事業大学大学院の古屋龍太さんをお迎えして、「長期入院の問題を解決するための方策」をテーマに講義とディスカッションを行いました。入院が長くなるほど、家に帰ることが困難になり、転院と死亡退院が急速に増えるデータ示し、国立精神神経センター病院「社会復帰病棟」の退院促進の取り組みについて詳細に解説していただきました。動画 研究会当日の様子 古屋龍太さん・竹端寛さん

3位	2019年10月26日	合計リーチ数	2392
----	-------------	--------	------

海外の制度から日本の精神医療を考えるは、ただ今事前申し込み受付中です。シンポジウムでは「カリフォルニアにおけるアドボケイト、権利擁護の仕組み」をテーマに竹端 寛（Takebata Hiroshi）さん（兵庫県立大学環境人間学部准教授・権利擁護システム

研究会コーディネーター)、憲法学の視点よりフランスの精神科医療のシステムを石崎学さん(龍谷大学法学部教授)、イギリスにおける権利擁護と強制医療の仕組みを浜島恭子さん(DPI 日本会議)をお迎えします。動画「カリフォルニアにおける権利擁護」竹端寛さん

4位 2020年3月12日 合計リーチ数 2322

各団体より精神科病院における虐待事件への声明が出ています。大阪精神医療人権センターでは、3月16日の17:00より、事件について 有我 譲慶 (Joukei Ariga)理事が動画配信をする予定です。

5位 2019年5月26日 合計リーチ数 1630

ご自身が実際に身体拘束を受けた体験のある島田さん。精神科病院における身体拘束を考えるのフロア発言でショッキングな体験談を語ってくださいました。「ぼくは、抑制帯をされている間に、股擦れや虫歯になったことを、『ワタシ、知らん!』と看護師に言われました。精神保健指定医ではない医師に治療されたり、看護師ではない患者さんに抑制帯をされ、つらい思いをしました。そして、20年前の話ですが、抑制帯に縛られている時に数人の患者さんにいたずらをされたつらい思いがあります。そのことは絶対に忘れません。今後、絶対にこういう抑制帯を許してはいけないことを皆さまにわかっていただきたくて発言をしました。」

*是非、当センターのフェイスブック又は記事の「いいね」、「シェア」をしていただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

⑤ 大阪精神医療人権センターYouTube チャンネルの開設

大阪精神医療人権センターの YouTube チャンネルを開設し、「神出病院における患者への集団虐待・暴行事件」(理事 有我譲慶さん)、精神医療審査会の課題(理事 細井大輔さん)等のコンテンツを準備し、「扉をひらくため」に情報発信を強化しました。

『大阪精神医療人権センターYoutube チャンネル』で検索!!

<https://www.youtube.com/channel/UCN49CH-efsBtAUtXQs332CA>

⑥ 大阪精神医療人権センターnote アカウントの開設

大阪精神医療人権センターnote アカウントを開設し、『退院できない理由』は誰の理由だろう、「精神科病院からの SOS が届かない問題」、「神出病院における患者への集団虐待・暴行事件について」、「精神科に入院中の方の声をきくこと」「イタリア180号法が捨てた特権」「私たちが精神科に入院中の方へ会いに行く理由」という記事を公開し、「扉をひらくため」に情報発信を強化しました。

『大阪精神医療人権センターnote』で検索！！

<https://note.com/omh>

6 2019年度の「扉をひらく」活動の成果

- (1) 精神科病院への訪問活動により、入院中の方の人権を保障し、療養環境の改善に貢献することができました。実際に改善された内容は別紙4のとおりです。
- (2) 2019年度は、新たに人権センターニュースを購読する会員が72名増加しました。また、フェイスブックの新規「いいね！」も251件増加しました。
- (3) 日本の精神科医療の現状をより多くの方々に知ってもらい、精神科病院の「扉をひらくため」に、Youtube チャンネルや note アカウントを開設し、情報発信を強化することにより、日本の精神医療の現状や課題を広く届けることができました。

『大阪精神医療人権センターYoutube チャンネル』

「神出病院における患者への集団虐待・暴行事件」(理事 有我譲慶さん)

再生回数：841回(2020年4月22日時点)

精神医療審査会の課題(理事 細井大輔さん)

再生回数：292回(2020年4月22日時点)

第4 「社会をかえる」活動の実施状況と成果

当センターでは、「社会をかえる～安心してかかれる精神医療を実現するために～」というミッションをもって、①精神障害や精神疾患に対する差別、偏見の解消に向けて、当センターの活動に、より多くの一般市民の方に参加してもらうための体制を構築するとともに、②「精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言」を行い、精神障害や精神疾患に対する差別と偏見の解消を目指します。

1 権利擁護システム研究会

大阪精神医療人権センターでは、「社会をかえる」という価値観に従い、政策提言活動や精神疾患、精神障害に対する差別、偏見をなくすための啓発活動を行い、安心してかかれる精神医療の実現を目指しています。

権利擁護システム研究会では、それぞれの立場を超えて議論し、研究会の開催のみならず、意見書・要望書の作成、人権センターニュースの発行や講演会の企画、院内集会の開催等取り組んでいます。

2019年度は、日本の精神医療の中でも、重大な問題である「長期入院」をテーマとしました。本研究会では、「長期入院をなくす」ために、長期入院の現状・課題・原因を理解したうえで、その解決策を検討しました。

（キーワード：長期入院、任意入院、重度かつ慢性、社会的入院、エンパワーメント）

<第1回> 日本の精神医療の長期入院の現状・課題・原因について

日時：2019年7月6日（土）13:00～16:30

場所：大阪弁護士会館 1110室（大阪市）

報告者：角野太一さん・辻井誠人さん（桃山学院大学）

コーディネーター：竹端寛（兵庫県立大学・運営会員）

参加者：31名

<第2回> 長期入院の問題を解決するために①

日時：2019年10月26日（土）13:00～16:30

場所：新大阪丸ビル別館 3-1号室（大阪市）

講師：青山浩平さん（NHK「長すぎた入院」ディレクター）

コーディネーター：竹端寛さん（兵庫県立大学・運営会員）

参加者：34名

<第3回> 長期入院の問題を解決するために②（医療・福祉／地域・病院の視点から）

日時：2019年12月22日（日）13:00～16:30

場所：エルおおさか 本館5階研修室1（大阪市）

講師：古屋龍太さん（日本社会事業大学）

コーディネーター：竹端寛さん（兵庫県立大学・運営会員）

参加者：26名

<第4回> 長期入院と日本における治療文化

日時：2020年1月25日（土）13:00～16:30

場所：アットビジネスセンターPREMUM 新大阪 901号室（大阪市）

講師：横田泉さん（オリブ山病院）、長期入院を経験した方

コーディネーター：原昌平さん（ジャーナリスト・精神保健福祉士）

参加者：27名

参加者の声（感想）：

・辻井さんからは長期入院者の地域移行に向けた変遷と大阪府内の地域移行者の調査報告が示され、角野さんからは西宮市の地域移行の実施状況と課題を詳細にお教えいただきました。印象に残っているのは社会的入院は人権侵害という視点と、入院が長期化すると地域移行が困難になる点です。

・長期入院や社会的入院を「難しい問題としてとらえない」と意見に同意です。こういう大きく複雑な話ではつい「難しいですね」と思考停止に陥る畏があるような気がしますが、考え続けていきたいと思いました。

・当事者の方に偏見をもっているのは、特別な人だと捉えているのは、支援者かもしれないと思いました。もし自分が青山ディレクターさんの立場だったら、今回のような映像、編集、コメントができたでしょうか、「その人に興味があるから」と純粋に言えたでしょうかと考えました。「支援者」と言われる人たちが、当事者の方の権利を守るためにと取っている行動が、返って「事実」を歪曲して、偏見を助長しているのかもしれないとも感じました。が、これという答えはみつかりません。でも、考え続けることに意味があるのではないかと感じました。

・管理・効率を求め、パワーで勝負する現在の精神医療が、むしろ患者側の抵抗、暴力、無力化を生んでいるという弁証法的なとらえ方は、たいへん参考になった。三十数年に及ぶ長期入院からのサバイバーの方にも会えてよかった。とても長期入院が必要だったとは思えないし、退院要求を持ち続けたのもすごい。そもそも精神科における入院の必要性とは何かを問い、具体的に掘り下げる必要がある。

・「おかしいことをおかしいという」これが大原則だと思います。退院したいと意思表示できる力のある方々を入院させ続けるのはおかしいことです。大阪精神医療人権センターはこれからも入院中の方々の声を社会の隅々に伝え、精神科病院関係者の理解を拡大し、地域で精神疾患経験者を支える方々のための情報発信を継続してほしいと思います。

・参加して長期入院問題に関し学ばせていただけたことはもちろんですが、それに加え、多くの方々と知り合えたことが一番の財産です。何かの活動に熱心に取り組んでいる方々が多く、そのお話を聞かせていただき、非常に刺激を受けました。

＜番外編＞ 患者の権利法を考える

日時：2020年1月10日（金）17：45～19：45

場所：大阪弁護士会館 1110室（大阪市）

講師：小林洋二さん（九州合同法律事務所弁護士、患者の権利法をつくる会事務局長）

コーディネーター：原昌平さん（ジャーナリスト・精神保健福祉士）、細井大輔さん（理事）

参加者：28名

＊詳細は、大阪精神医療人権センターnoteで公開しています。

<https://note.com/omh/n/nfef4c07c43d1>

※日本財団助成事業

2 対外的な取組み～情報発信の強化～

（1）総会・記念パネルディスカッション「精神科病院における身体拘束を考える」開催

日時：2019年5月18日13：00～16：30

場所：エルおおさか 南館5階 南ホール 大阪市中央区

講師：長谷川利夫さん（杏林大学教授・精神科医療の身体拘束を考える会代表）

コーディネーター 竹端寛（兵庫県立大学准教授）

参加者：200名

参加者の声（アンケートより）：

◆身体拘束をされた、現場に立ち会った経験がある・・・27名

◆身体拘束をされた立場

本人4名、家族4名、知人2名

- ・笑いながら食事介助をされたことが忘れられません。
- ・身内が一般科で拘束された場面に立ち会い、つらかった。

◆身体拘束をした立場

医師2名、看護職員8名、介護職員1名、PSW3名、実習生1名、その他2名

・度々疑問を感じながら対応していた。拘束を続けていく中で日々弱っていくご本人を目にしながら自分のやっていることは間違っていると思った。極力自らは関わらないようにある意味逃げていました。どうしてもの際には必ずコミュニケーションをとったり、介護にあたる際にも、他の患者さん以上に声掛けを行うように心がけていた。

・看護師に手伝ってくれと言われ協力した。とても悔やんだだけでなく自暴自棄になった。職員が暴力行為をする背景にもこんな思いがあるのでは。

◆身体拘束について

- ・一番苦しい時に、さらに拘束により苦しむのは本当の医療、治療とは思わない。
- ・普段の本人をずっと見ていない中では、言える立場ではないかも知れませんが、必要

以上の拘束が少なからずあるのではないかと感じる。

- ・入院者も医療者も双方が傷がつかないような医療の実現のため、これからも悩み続けていきたい。

◆権利擁護活動により身体拘束を減らすことが出来ると思いましたが？

- ・外部からの視点で見れば、変化が投げられると考えます。その意味でも充分減らすことができると感じる。

- ・精神科病院が外部から見えないようになっていることが問題。外部の人がきちんと見るべき。

- ・働く立場の権利も擁護してくれるなら可能かも。講演の中にもありましたが、資本の原理に飲み込まれた医療に希望が見出せない。

※日本財団助成事業

（２）講演会「欧米の精神科医療における権利擁護システム～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」配信

無料配信期間：２０２０年３月２８日から２０２０年４月１０日まで

講師：佐竹直子さん（国立精神・神経医療研究センター病院 精神科医）

開催方法：インターネット動画配信（無料）

講座内容：

- ① 権利擁護機関に求められる性質
- ② 海外の権利擁護団体の紹介
- ③ 海外の権利擁護団体の具体的な活動内容、工夫、成果
- ④ 日本との比較、日本でもできること

※日本財団助成事業

（３）医療観察法を廃止しよう全国集会！の共同呼びかけ

- ① ２０１９・７・２８ 医療観察法を廃止しよう全国集会（東京）

日時：２０１９年７月２８日（日）１３：３０～１６：３０

場所：中野区産業振興センター 地下（東京都）

テーマ：「医療観察法の実態」

講師：加藤房子さん 心神喪失者等医療観察法参与員候補 全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ）理事、精神保健福祉士

当センターから参加：西川健一さん（個別相談活動検討チーム）・有我譲慶さん、

- ② ２０１９・１１・１７ 医療観察法を廃止しよう全国集会（東京）

日時：２０１９年１１月１７日（日）１３：３０～１６：３０

場所：としま区民センター７階（東京都）

テーマ：「医療観察法の現在～大学病院による刑務所敷地内指定入院医療機関新設の危うさ」

講師：伊藤哲寛さん（元北海道立精神保健福祉センター所長）

当センターから参加：岩谷栄美さん（個別相談ボランティア）・有我譲慶さん

共同呼びかけ

心神喪失者等医療観察法をなくす会

国立武蔵病院(精神)強制・隔離入院施設問題を考える会

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

3 講師派遣

- ① 2019年5月17－18日 映画「夜明け前」上映と障がい福祉のいま、未来を語る集い吹田実行委員会「100年たっても夜明け前」有我譲慶さん（理事）
- ② 2019年9月6日 大阪市こころの健康センター ピアヘルパー養成講座
山本深雪さん（副代表理事）
- ③ 2019年11月29日 京都府精神保健福祉センター「こころの健康づくり大会」
上坂紗絵子さん（事務局長）
- ④ 2020年2月5日 京都弁護士会 精神保健に関する研修
たにぐちまゆさん・藤原理枝さん（運営会員）

4 寄稿

- ① 雑誌「賃金と社会保障」2019年8月合併号 旬報社
フランス・東リールに学ぶ地域（市民）精神医療特集 東奈央さん（運営会員）、大久保圭策さん・有我譲慶さん（理事）

5 2019年度の政策提言活動の成果

（1）大阪精神医療人権センターの運営会員及び権利擁護システム研究会の参加者が以下の企画に登壇し、また、雑誌でも権利擁護システム研究会が取り扱ったテーマが特集され、精神障害のある人の人権という視点から社会に向けた情報発信を強化しました。

- ① 第115回 日本精神神経学会学術総会（2019年6月21日、22日・場所 朱鷺メッセ）・委員会シンポジウム13 精神科医療における権利擁護制度—とりわけアドボケーター・代弁者を巡って— 竹端寛さん（権利擁護システム研究会コーディネーター・運営会員）
- ② 同学術総会・委員会シンポジウム18 精神科医療における身体拘束の現状と課題 東奈央さん（運営会員）
- ③ 2019年度 近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期研修会」（精神科に入院している方のための権利擁護の拡充に向けて～各地の実践から考える～） 竹端寛さん（権利擁護システム研究会コーディネーター）、関口美穂さん・た

にぐちまゆさん（運営会員）、上坂紗絵子さん（事務局）、細井大輔さん（理事）

- ④ 雑誌「精神医療」97号（批評社） 特集＝医療保護入院◆制度の廃止に向けて 竹端寛さん・西川健一さん（権利擁護システム研究会）
- ⑤ 雑誌「病院・地域精神医学会誌」第62巻第2号第61回総会特集「矛盾だらけの医療保護入院をどうする？」（大阪精神医療人権センター協力企画）有我讓慶さん（理事）・桐原尚之さん・原昌平さん・西川健一さん（権利擁護システム研究会）
- ⑥ 雑誌「精神医療」96号（批評社） 特集＝医療観察法～改めてその中身を問う 医療観察法と人権をめぐる現場から 有我讓慶さん（理事）

（２）講演会「欧米の精神科医療における権利擁護システム～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」の動画配信（YouTube）を行いました。19団体の後援協力を得て、他団体等の連携によって情報発信を強化できたことから約800回の再生回数がありました。

後援：DP | 日本会議、日本障害者協議会、全国精神保健福祉会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、地域精神保健福祉機構、日本精神神経科診療所協会、日本精神保健福祉士協会、大阪精神障害者連絡会、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会、九州弁護士会連合会、東京精神医療人権センター、埼玉県精神医療人権センター、兵庫県精神医療人権センター、神奈川県精神医療人権センター

（３）当事者、家族、医療・福祉従事者、教員、弁護士等立場にかかわらず、また、世代を超えて、大阪精神医療人権センターのビジョン、ミッションに賛同した活動参加者が年々増加しています。2019年度は130名（活動参加者メーリングリスト・ベース）が参加することになり、社会に向けた認知度が高まっており、2020年4月9日付け毎日新聞の朝刊「患者の権利擁護へ支援模索」において、大阪精神医療人権センターの活動が紹介されました。

第5 その他の事業

実施していない。

第6 当センターの組織体制等（2020年3月末時点）

1 役員

代表 位田 浩（弁護士）
代表 大槻 和夫（弁護士）
副代表 山本 深雪（当事者）
理事 有我 譲慶（看護師）
理事 大久保 圭策（精神科医）
理事 郭 春生（家族・看護師）
理事 里見 和夫（弁護士）
理事 細井 大輔（弁護士）
監事 竹下 政行（弁護士）

2 事務局長

上坂 紗絵子（精神保健福祉士）

3 会員数（2019年度の会費支払人数を基準）

- （1）特別協力会員 100名
（A会員78名、B会員8名、C会員14名）
- （2）賛助会員 369名
（当事者会員75名、個人会員259名、団体会員35名）
- （3）運営会員 24名

4 活動参加者数

- （1）実人数 114名（活動参加者全体メーリングリスト参加者数）
- （2）活動ごとの参加者数（※重複あり）

個別相談活動	60名
訪問活動	40名
権利擁護システム研究会	40名
広報・発送・講演会準備や運営	32名

5 社員総会の開催状況

社員総会の開催状況は、別紙7のとおりです。

6 理事会の開催状況

理事会の開催状況は、別紙8のとおりです。

7 2019年度の受賞

特になし

8 2019年度に決定した助成事業の内容

(1) パナソニックNPO/NGOサポートファンド for SDGs 助成決定

2019年度「パナソニックNPO/NGOサポートファンド for SDGs」の助成が決定し、2019年1月23日にパナソニックセンター東京で開催された贈呈式・関連フォーラムに出席しました。同サポートファンドは、貧困の解消を目指し、NPO/NGOが持続発展的に社会変革に取り組めるよう助成を行うもので、20年間継続実施されています。2019年度、海外助成部門12団体、国内助成部門は当センターを含めた12団体の計24団体が助成を受けました。

当センターは、長年にわたる当事者を含むボランティアによる精神科病院入院者の人権擁護の各種取り組みが評価されるとともに、今後の事業継続を担保するため、組織診断の取り組みを行い運営体制・基盤強化の戦略作りに向けることに対して助成が付与されました。センターを代表し、細井理事が壇上に上がり、パナソニック担当役員より助成通知書を受けました。

(2) 損保ジャパンNPO基盤強化助成決定

本助成では、近年制作を強化している動画を中心にメディアを効果的に利用した広報活動を行います。まだ人権センターに出会っていないボランティアの皆様と寄付者の皆様に情報を届けることで、いっそうのファンドレイジングに繋がりたいと思います。

また活動の「見える化」をコンセプトに動画に連動したパンフレットを制作し、活動の中核となるメンバーへ積極的にアピールを行います。前回、損保ジャパンの助成を受けた2015年に30名ほどだった活動参加者は現在130名に増加しました。ご寄付の額と活動参加者の増加は強く関係しています。

私たちを支えて下さる皆様にこころより感謝申し上げます。この度の助成でさらなる活動参加者に出会えますように尽力いたします。来年度もご声援とご協力をお願いします。

*当センターの成果物及び広報活動は、コーポラティーバまいど（代表：渡辺みちよ）にご協力いただいています。

以上

2019年度電話相談内容

(※複数選択あり)

		2019年度	2018年度
(1) 面会・手紙・報告	1 相談にのってもらっていることについて進展があった・解決した	27	—
	2 面会に来てほしい	140	165
	3 面会のお礼	16	43
	4 手紙がほしい	3	4
	5 手紙のお礼	4	7
	6 退院した	11	3
	7 面会調整	167	84
(2) 退院したい	1 入院の必要性について説明がない・入院の理由に納得がいかない	24	34
	2 退院についての話や説明・退院支援（相談・情報提供）がない	14	41
	3 入院形態の変更	3	1
	4 家族の反対で退院できない	16	18
	5 退院先がない	11	14
	6 退院先を選べない	3	8
	7 転院したい	15	13
	8 その他、退院したい	56	130
(3) 行動制限	1 隔離	23	66
	2 身体拘束	21	54
	3 外出制限	26	49
	4 面会制限	23	4
	5 通信制限	12	13
(4) 入院生活	1 病気・治療・薬	20	40
	2 他科受診	3	5
	3 私物管理	8	9
	4 金銭管理	18	20
	5 食事・おやつ	13	68
	6 喫煙	0	5
	7 使役	1	1
	8 他患との関係・トラブル	5	11
	9 入院費・保険外費用	4	6
(5) 職員の接遇	1 暴力	7	8
	2 暴言	17	17
	3 無視・放置	15	14
	4 対応がおそい	2	7
	5 審査会等への相談により不当な対応	6	5
	6 不適切な対応	41	19
(6) 退院後の生活に不安がある	1 住む場	13	21
	2 収入	1	5
	3 家事	2	1
	4 就労・居場所	5	3
	5 金銭管理	0	3
	6 服薬管理	1	5
	7 家族関係	10	5
	8 その他	14	4
(7) 知りたいことがある	1 入院の種類や要件	4	6
	2 精神医療審査会	5	5
	3 社会資源	5	10
	4 当センターの相談受付内容	10	8
	5 当センターの活動内容	9	6
	6 他の相談窓口	24	24
	7 その他	29	22
(8) その他	1 話をきいてほしい	105	—
件数	電話件数	885	1021

2019年度 面会活動の実施状況

	面会件数 (のべ面会者数)	新規面会者数 (名)	活動参加者(名)	
			新規	主担当増
4月	24	4	1	0
5月	14	1	1	0
6月	19	4	0	0
7月	16	1	5	1
8月	18	2	3	1
9月	12	2	0	0
10月	16	0	0	1
11月	13	2	0	0
12月	12	0	1	0
1月	13	0	0	0
2月	15	4	2	0
3月	7	2	0	0
合計	179	22	13	3

2019年度 面会活動の実施状況

面会者の実人数 54 名

入院形態別面会者数

任意入院者数	17	名
医療保護入院者数	24	名
その他（観察法）	1	名
不明	12	名
	54	名

希望・相談内容（複数選択あり）

退院	39	名
外出	3	名
隔離	0	名
身体拘束	3	名
通信	4	名
私物・金銭の管理	4	名
転院したい	1	名
面会に来てほしい	11	名
入院形態	2	

経過・結果（2020年3月末時点）

終了	3	名
ひまわりを紹介	1	名
次回を希望しない	2	名
退院	13	名
死亡	1	名
継続	37	名
	54	名

対応（複数選択あり）

ひまわりの紹介	2	名
弁護士からの同行依頼	5	名
PSWに連絡・質問・面談	10	名
医師や看護師に連絡・質問・面談	5	名
PSWが（以前より）かわりはじめた	0	名
退院支援が具体的に始まった	7	名
退院先が決まった	0	名
退院した	14	名
処遇改善・希望の実現	12	名

2019年度 面会活動の実施状況

面会回数別面会者数（2020年3月末時点）

0回	4	名
1回	18	名
2回	7	名
3回	5	名
4回	4	名
5回	4	名
6回	5	名
7回	1	名
8回	4	名
9回	1	名
10回	1	名
	54	名

面会に行っても面会できなかった	5	回
面会を調整したが面会できなかった	9	回

年度内の面会回数が1回の面会者の内訳

退院	6	名
終了	1	名
ひまわり同行1回のみ	2	名
継続	9	名
	18	名

面会者が入院中の病院数 17 病院

病院所在地域別面会者のべ人数

大阪府下（北摂）	47	名
大阪府下（河内）	109	名
大阪府下（泉州）	23	名
大阪市	0	名
堺市	0	名
	179	名

訪問した医療機関に対する検討依頼事項と回答例

項目	検討していただきたいと伝えた事項	回答例
配薬服薬について	(1) 服薬方法：職員が薬を患者の口に入れ、服用を確認するようにしている。以前、本人に手渡して飲んでもらう方法をとったことがあるが、薬を落とす、飲み忘れる、捨ててしまうことがあったため変更したとのことだった。 (2) 配薬方法：患者から「薬をもらうために列に並ぶ」との声があり、病院からは「配薬は各部屋にて行うことになっていたが、順番待ちをする習慣が抜けきらない長期入院患者が多く、その為にテーブルを詰所外に置き、薬の袋を手渡すようになった」との説明があった。 (3) 服薬アドヒアランス：患者から「薬を飲まないとペナルティがある。ペナルティがあるから自主性が奪われている」との声が聞かれた。 薬の渡し方については、まずは看護師が病室を訪ねて薬を手渡すということを原則とし、患者の症状に応じて、詰所に取りに来てもらうようにするなどの対応を検討していただきたい。患者が職員の対応を待って列を作って並ぶ光景は、精神科以外の病院ではおよそ見られず、治療の場にそぐわないものであるように感じた。それが当たり前となってしまう理由を検討し、列を作る必要がなくなるような工夫や改善が必要ではないだろうか。それぞれ、改善について検討していただきたい。	患者の認知能力に合わせた服薬介助を行っています。自身で服薬できる患者には、薬袋を手渡し服用してもらい、服薬が難しい患者には声掛けをして口に入れるという服薬介助をします。 看護師から、食堂に居る患者には声掛けしながら配薬を行い、各部屋に居る患者には訪室して配薬します。内服自己管理等、個々に応じた対応を検討します。 服薬を拒否する患者への対応として、服薬の必要性を説明し拒否の理由を聞き、他の看護師で対応する等の工夫を行い、患者が納得して服薬できる服薬介助をしていきます。医師や薬剤師とも連携も取っていきます。

病棟の療養環境について	病棟では以下の通り異臭がし、訪問したサポーターも病棟にいる間中、常に苦痛に感じる程の異臭だった。患者が落ち着いて療養できる環境にするために、早急に異臭について解消をお願いしたい。 (1) 病棟に入ると便・尿臭がした。特に女性用のトイレ付近は臭いがきつく、患者からは「トイレの臭いが部屋までする。何とかならんか」「部屋にはウンコさんの臭いもしている」との声があった。職員によると、「以前に土の中にあるトイレの配管が割れて漏れていたことがあり、今回も同様のことが起こっているのでは」とのことだった。 (2) 便・尿臭以外に、異臭（汗や皮脂等が混ざった臭い）があり、壁等の部屋全体から臭いが漂っているようだった。患者からは「何かおかしい臭いがしている」「部屋の中、酸っぱい臭いが染み付いている」との声があった。	トイレ清掃は毎日業者に入ってもらっており、汚れていることがあればすぐに病棟スタッフが清掃するようにしています。トイレ使用後に水を流さない方もおられるのでお話会で患者さんともみんなで気持ちよく使用出来るように共有しています。病室内で失便があったり、ポータブルトイレを使用する場合は同室の患者に配慮し、消臭に気を配るように徹底していきます。訪問されて以降、病棟で臭いのチェックを行っていますが、日・時間によってかなりバラツキがあるとの報告があります。女性トイレの下水管の破損は確認されておらず、トイレ自体の清掃等の頻度を上げることで対応しています。汗や皮脂等が混ざった臭いに関しては、入浴等の保清を促しても病状から拒否が強い方が複数名おられ、入浴の強制はせず、個別に促している。壁に染み付いた臭いもあるかと思いますので定期的に業者に依頼するなどの工夫を行っていきます。
退院支援・PSW	(1) 治療方針や退院の目処の説明の徹底：患者から「車椅子を使っているから以前の施設に退院できないと思う」「早く退院させてほしい」「いつ頃退院するかの話は出ていない」という声が聞かれた。入院治療の目的と治療方針及び入院期間の目処等について、患者が十分に理解・納得できるように説明を徹底していただきたい。 (2) PSW への相談について 患者から「PSW に相談したくても、病棟にはいないからたまたま来た時に話す」「退院したい。10 年以上入院している。退院については PSW から	(1) 入院時や医療保護入院者退院支援委員会等で治療方針や入院期間の目処等をご説明していますが、入院後も継続的に患者さんの理解・納得を頂けるような説明に努めます。 (2) PSW を個別担当にしている分、複数の病棟に担当患者さんが分かれてしまい、各病棟での時間が十分取れない状況もあります。病棟での個別の相談にできるだけ時間を取

	は、まず 4 人部屋に移って、OT に参加するようになって、外出出来たらと言われている」という声があった。殆どの患者が PSW に退院についての相談ができることを知っていたが、相談したい時に相談できず、相談しても、患者が退院に向けて具体的に何に取り組んだら良いのか分からないようだった。患者が相談したい時に、PSW に相談ができるようにしていただきたい。	れるように、各 PSW の病棟担当の割り振り等を工夫していきます。 又、病棟での医療福祉相談室の利用の案内の充実を図り、引き続き PSW へ相談しやすい環境をつくれます。 尚、退院への意向に対しては、PSW だけでなく主治医や看護スタッフ、作業療法スタッフ等と共に検討し、できるだけ具体的な取り組みを分かりやすく患者と共有できるよう努めます。
金銭管理について	今回の訪問日時点では、金銭を病院や家族に預けずに完全に自己管理している患者は 0 名とのことだった。週ごとに金銭を受け取って管理している患者はいた。また、ベッド横にある鍵付きロッカーの使用料は 1 日 200 円。病院が金銭管理をする管理料は 1 日 100 円（生活保護受給者は 1 日 50 円）だった。 (1) ロッカー使用料について：患者がロッカーを借りて金銭の自己管理をするよりも、病院に預けている方が、患者の金銭的負担が少なくなる仕組みだった。患者の自立に向けて、患者に金銭的負担を掛けない方法で自立を助長できる仕組みとなるようご検討いただきたい。 (2) 金銭を自己管理する患者の少なさについて：患者は保護される者、看護される者という立場だけではなく、退院して地域で暮らしていく生活者でもある。個別対応を増やし、患者が退院して暮らしていく生活者という面を大事にした処遇を検討していただきたい。	(1) ロッカー使用料は金銭の自己管理の有無とは関連がなく、自己管理を行えば預金管理料、購入委託料といった費用が軽減される。費用の設定が自己管理への取組を抑制していると云うことには当たらないと考える。患者の症状に改善が見えれば、金銭管理ができるよう積極的に解放病棟への転棟を図っている。 (2) 今回の指摘された病棟での自己管理者は、少なくとも「0」ではありません。自己管理 3 名、家族管理 5 名おります。今後は患者の能力に応じて積極的に金銭の自己管理を進めることやって行きたい。

職員の接遇について	病棟訪問時、患者に対し看護師が「おしっこちびったら、ちゃんと報告しなアカン。な!？」と声を掛けていた。また、看護師がサポーターに対して病院や患者の説明をする中で「(院内が禁煙になったが喫煙をした患者に対して)たばこ吸ったら閉鎖に行かなアカンから、たばこは吸わないようにと患者に指導した」「アル中の人は嘘をつくから」「病院自体も古いし、まゝこんなもんちゃうかな」といった発言があった。患者からは「夜はおむつの中で(排泄を)するように言われている」「隣の人に叩かれたが、何もしてくれなかった」との声が聞かれた。 大阪府精神保健福祉審議会(2000年5月19日)が示した「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」は、第1項に「常にどういうときでも、個人として、その人格を尊重される権利」を明記している。上記のような認識や発言は、入院中の患者の権利に対する意識の低さ・精神疾患に対する知識の低さ・ケアの質の問題を顕著に表していると言わざるを得ない。職員による患者の権利を軽んじるような言動や対応は、それを受けた患者はもとより、それを見ていた患者も非常に傷つくものである。 職員の看護ケアの質の向上のために今年度は、府内の他院の行動制限最小化領域の精神科認定看護師に職員研修の講師に来てもらい、今後も続けたいとのことだったが、この検討事項についても、病院全体、職員全員で共有したうえで人権委員会等で検討し、日常的なセルフチェック・職員同士が日常的に患者の人権について話し合える環境作	今回の立入で当院のスタッフの人権に関しての意識の薄さを実感いたしました。人権講習などは年に2回実施していますが、もともとのスタッフの認識がこのような状態であれば講師の方に講習を行って頂いても理解が出来ていない状態であると思います。私自体も他院からの転職してきた立場ではありますがこのような発言などはとても気になります。今後は、人権についてもいろいろな角度から認識を深めていっていただきたいような取り組みを実行していきたいと思っています。外部の研修にも積極的に参加させていきたいと思っています。
------------------	--	---

	り・外部研修への積極的な参加等を通し、職員が人権感覚を磨ける仕組み作りを検討していただきたい。	
職員の接遇について	患者から「多くの職員は優しいけど、この病棟はちょっと怖い人がある。対応がきつい人がある」「優しい職員もいるが、そうではない職員もいる」等の声があった。また、訪問時、患者と会話をしていると、「おしっこ、うんちがしたい」と言われたため、職員に声を掛けた。これに対して、職員は「オムツつけているから大丈夫」との回答であった。人権擁護委員会や意見箱への投書等を活用し、職員の接遇の改善について検討していただきたい。	職員の言葉遣いが全員完璧と言い難いが、定期的に接遇研修を行っています。また、不適切な対応があった場合は、その都度病棟管理者から注意指導を行っている。今回の事例は転職して間もない職員が起こしたものです。今後は入職時の研修や、接遇研修を、より充実させ、個別指導も含め、職員の人権擁護に関する意識を高めるように、徹底したい。
身体拘束について	(1) 前回訪問時と前々回訪問時ともに、患者が拘束されている様子や、拘束帯が付けられた状態のベッドを廊下から見ることでできる場所が複数あった。今回も、1 病棟では拘束している姿が廊下から見え、使用中でない拘束帯が無造作にベッド脇に置かれていた。患者の尊厳やプライバシーの保護のため、拘束中の姿が他患や来訪者等から見えないように徹底していただきたい。拘束帯を使用しない時は、患者の目に触れない場所に片付けることを徹底していただきたい。 (2) 病棟訪問時に患者の拘束の理由について、職員から「安全の為である」との説明があった。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(厚生省告示第百三十号)によると、身体拘束の対象となる患者は「ア、自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合、イ、多動又は不穏が顕著である場合、ウ、ア又はイのほか精神	(1) 拘束帯の扱いに関しては、今まで以上に配慮していくようにスタッフには教育していきたいと思います。拘束帯が無造作に置かれているのではなく布団で隠すなどの工夫もしていきたいと思います。 (2) 昔からの慣例で行われている感があるので隔離と同じように拘束に関しても職員 1 人 1 人の認識を深めていく必要を感じます。また、行動制限・人権などについての認識が甘い実態があるため、そのあたりは外部から講師を招いたり外部研修に行かせるなどをしていきたいと思います。

	障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合」と規定されている。身体拘束の理由が「安全の為」という説明は不十分であり、特に患者が納得できるように、かつ、法令通知に従った拘束を実施しているのかどうか、疑問をもった。拘束についての職員の理解を深めるとともに、患者への丁寧な説明がなされているか、日々確認していただきたい。 (3) 拘束中の患者の話によると「医師（主治医）が来るのは週に2-3回」とのことだった。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（厚生省告示第百三十号）によると「身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診察を行うものとする」と規定されている。言うまでもなく、患者にとって拘束は大変な恐怖や不安を伴う処遇である。拘束中に主治医が頻回に診察することは、権利擁護の観点から重要であり、同時に、患者の恐怖や不安を緩和することにも繋がるため、「主治医に十分に診てもらえている。主治医に相談できている」と受け止められるような、診察の頻度と内容を保障していただきたい。	(3) 現在も主治医は回診に出ているが、そのような意見があることを当院の常勤医に伝え現状よりもさらにきめ細かに診察を行うように指導していきます。
--	---	---

以上

2019年度 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の開催状況

月 日	時間	傍聴者数	対象病院①	主な検討事項	対象病院②	主な検討事項
5月 24日	14:00-17:00	2	白井病院	退院に対する取り組みについて、高齢者ケアの理念の研修について、強い臭気や尿臭について、療養環境としての問題（隔離室の入口の段差、トイレの水洗が外からしかできないこと、面会室がない等）	七山病院	シーツ交換（使役）について、職員の接遇、排泄について、金銭管理について（自己管理が少なく・閉鎖病棟では原則自己管理が不可・病院に預けてロッカーを使用すると1日400円かかる）
7月 26日	14:00-17:00	4	阪和いずみ病院	配薬・服薬について（職員が薬を患者の口に入れ、服用を確認する・薬をもらうために列に並び、薬を飲まないとペナルティがある）、適切な療養環境と人員の確保について、職員の接遇	茨木病院	職員の接遇、療養環境について（壁紙の剥がれ、一部カビが生えていた）退院支援（治療方針や退院の目処の説明の徹底）、意見箱について（回答が読みにくい、用紙とペンがない）
9月 27日	14:00-17:00	4	光愛病院	病棟の臭いについて（便・尿臭、汗や皮脂等が混ざった臭い）、退院支援について（治療方針や退院の目処の説明の徹底・PSWと話は出来ていない）、配薬について	和泉丘病院	職員の接遇、服薬・配薬について（看護師が患者の口まで薬を入れる・食堂で並んで列になって薬を飲む）、金銭管理やおやつ購入や管理について（現金の使用機会、明細の発行）
11月 22日	14:00-17:00	4	真面神経サナトリウム	職員の接遇、入院診療計画・退院支援、診察（詰所のないで行う）、金銭管理について（自己管理が少ない）、電話の設置状況	坂根病院	知的障害のある患者の受け入れについて（身体拘束・退院の目処）、職員の接遇、隔離室について（叩いても対応してもらえない、便・尿臭、トイレの困り、鉄格子、カレンダーの設置、室温設定）、身体拘束（拘束を付けられた状態が見える、拘束帯が無造作に置かれている、診察の回数が少ない）
1月 24日	14:00-17:00	5	大阪市立総合医療センター	意見箱の回答について、薬の渡し方について、トイレのドアの高さについて	京阪病院	職員の接遇、入院診療計画・退院支援、意見箱と投書の取扱いについて、トイレについて（男女のトイレの区別がつかない・サニタリーボックスの設置・身体障害者用トイレにポータブルトイレが置かれていること）
3月 16日			新型コロナウイルス対策のため開催を中止			

会場：大阪府こころの健康総合センター
大阪府住吉区万代東3-1-46

2019 年 4 月号 人権センターニュース 146



精神科病院における身体拘束を考える

- ▽身体拘束について～法的視点から～
- 細井 大輔／弁護士・大阪精神医療人権センター理事
- ▽身体拘束の現状～現場で働く方からの視点～
- ◆権利擁護システム研究会参加者（家族・看護師・精神保健福祉士）／匿名
- ◆権利擁護システム研究会参加者（作業療法士）／匿名
- ▽身体拘束の現場に立ち合って～身体拘束へのプロセスを考える～／芦田 邦子・地域生活支援センター すいすい
- ▽第3回権利擁護システム研究会を振り返って
- ◆身体拘束という「治療の文化」／権利擁護システム研究会コーディネーター・竹端 寛・兵庫県立大学
- ▽権利擁護システム研究会に参加して
- ◆～身体拘束なぜ？ 5つの疑問／四木 信・元当事者、現在「人間学考」構想中
- ◆退院後の「足かせ」を解くために／藤井 渉 花園大学
- ▽身体拘束の現状と問題点～看護師の視点から～／有我 譲慶・看護師・大阪精神医療人権センター理事
- ▽療養環境サポーター活動報告／久米田病院
- ▽療養環境サポーター活動報告／関西記念病院
- ▽特別協力会員募集 キャンペーン／公開講座 精神科病院に入院中の方の権利擁護活動の拡充に向けて ご案内
- ▽連載～第3回・精神科の入院体験は本人の心に何をもたらすか／原 昌平／読売新聞大阪本社編集委員、精神保健福祉士、大阪府立大学・立命館大学客員研究員
- ▽身体拘束に関する入院中の方の声
- ▽入院者の声

2019 年 6 月号 人権センターニュース 147



個別相談活動

～精神科病院に入院する方々の立場にたった権利擁護活動を実践するために～

- ▽権利擁護システム研究会の目指す方向性／権利擁護システム研究会コーディネーター 竹端 寛・兵庫県立大学
- ▽認定 NPO 法人大阪精神医療人権センター活動報告会（総会）・記念講演会「精神科病院における身体拘束を考える」／講師 長谷川利夫さん・杏林大学教授・精神科の身体拘束を考える会代表
- ▽アンケート結果 参加者の声
- ▽個別相談活動の紹介と実践／大阪精神医療人権センター 個別相談検討チーム 彼谷 哲志
- ▽面会活動に参加している方の声
- ▽退院した方の声～退院請求を利用して～
- ▽権利擁護システムの構築に向けた最近の活動と、これまでの経緯／大阪精神医療人権センター理事・弁護士 細井 大輔
- ▽障害者政策総合研究事業 分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究」に当センター関係者が参加することの是非及び懸念事項／大阪精神医療人権センター理事・弁護士 里見和夫
- ▽療養環境サポーター活動報告／阪南病院
- ▽療養環境サポーター活動報告／大阪さやま病院
- ▽入院者の声



精神科病院への訪問活動（療養環境サポーター制度） 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業

▽個人の尊重原理と精神障害者～憲法の視点から考える～／石崎 学・龍谷大学法学部教授・憲法学

▽精神科の入院体験は患者の心に何をもちたらずか
連載第 4 回／原 昌平・読売新聞大阪本社編集委員、
精神保健福祉士、大阪府立大学・立命館大学客員研究員

▽2019年度 第1回権利擁護システム研究会報告 社会的入院は国家による人権侵害／竹端 寛・兵庫県立大学

▽レポート 辻井誠人さん・角野太一さんのお話を聞いてきました／渡辺みちよ

▼特集 精神障害者の権利擁護に取り組む他団体の活動を知る

<大阪府以外でも活動している団体>

認定 NPO 法人地域精神保健福祉機構【コンボ】〈久永 文恵〉公益社団法人全国精神保健福祉会連合会【みんなねっと】〈事務局長 小幡 恭弘〉特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会【あみ】〈常任理事 伊澤 雄一〉

<大阪府内で主に活動している団体の活動紹介>

大阪精神障害者連絡会・愛称ばちぼちクラブ〈代表 山本 深雪〉公益社団法人大阪精神科診療所協会〈釘 抜 利明〉一般社団法人大阪精神保健福祉士協会【大阪 PSW 協会】〈会長 萩原 敦子〉特定非営利活動法人精神障害者支援の会ヒット〈理事長 芦田 邦子〉大阪弁護士会〈ひまわり精神保健部会 副部会長 伊達山 伸嗣〉

▽療養環境サポーター活動報告／さわ病院

▽療養環境サポーター活動報告／阪和サナトリウム

▽入院者の声



精神障害者の権利擁護に取り組む 他団体の活動を知る

▽特集 精神科病院への訪問活動（療養環境サポーター制度）／大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業

▽精神科病院への訪問活動の変遷・現状・今後について／大阪府精神医療人権センター 共同代表 大槻 和夫

▽精神科病院への訪問活動の実際／大阪府精神医療人権センター 運営会員・療養環境サポーター関口 美穂

▽訪問活動参加者の声／たにぐちまゆ・近島勇・大倉弘子・藤原理枝

▽大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に参加して～大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の各委員より～

精神科医療機関療養環境検討協議会 会長 黒田 研二／大阪府精神障害者連絡会 小田原 孝

大阪府精神障害者家族会連合会（だいかれん）副会長

大野 素子／大阪府精神科病院協会 副会長 長尾 喜一郎

大阪府精神科診療所協会 撫井 弘二／日本精神科看護協会大阪府支部 西田 幸一

／大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 室長 堤添

隆弘／大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 精神保健部会／弁護士 伊達山 伸嗣

大阪府保健所長会 大阪府茨木保健所 谷掛 千里／大阪府こころの健康総合センター 所長 籠本 孝雄

／大阪府精神医療人権センター 副代表 山本 深雪／大阪府精神保健福祉士協会 島田 泰輔

▽大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会を傍聴して／濱崎美香・小淵結子

▽療養環境サポーター報告／北野病院

▽療養環境サポーター報告／小曽根病院

▽入院者の声



大阪精神医療人権センター 設立35周年に向けて ～これまでと現在、そして今後に向けて～

▽大阪精神医療人権センター設立35周年に向けて
～これまでと現在、そして今後に向けて～／大阪精神医療人権センター 共同代表 大槻 和夫

▽大阪精神医療人権センター設立34周年記念シンポジウム「海外の制度から日本の精神医療を考える～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」ご報告

▽自由の剥奪に自覚的であるために／竹端 寛（権利擁護システム研究会コーディネーター 兵庫県立大学）

▽大阪がハブになり、権利擁護の全国展開を／原 昌平（ジャーナリスト 精神保健福祉士）

▽フランスの精神科強制治療制度／石崎 学（龍谷大学法学部教授）

▽イギリスの強制通院制度 CTO および権利擁護システムについて～強制医療とアドボケイト～／浜島 恭子（特定非営利活動法人 DPI 日本会議事務局員 明治学院大学非常勤講師）

▽2019年度の活動とこれからの活動を知って、大阪精神医療人権センターの活動と一緒に参加・サポート（支援）してください／細井 大輔（大阪精神医療人権センター 理事・弁護士）

▽個別相談活動&訪問活動の拡充に向けて

▽権利擁護活動の他地域への拡充に向けて

▽よくある質問を整理しました

▽2020年度のに向けた活動計画

▽扉よひらけ⑧の発刊を目指します

▽療養環境サポーター活動報告／白井病院

▽療養環境サポーター活動報告／七山病院

▽入院中の方の声



「国際的な視点」から 日本の精神医療を考える

▼ご報告

▽パナソニック NPO/NGO サポートファンド助成決定／平尾 良昭

▽損保ジャパン NPO 基盤強化助成決定／渡辺 みちよ

▼特集 「海外の視点」「国際的な視点」から日本の精神医療を考える

▽障害者権利条約 第1回政府審査（於：ジュネーブ）の活動報告／桐原 尚之（全国「精神病」者集団）

▽講演会「精神医療における人権保障の未来 欧州における恣意的拘禁防止の到達点」（2020年3月8日）にて通訳・解説をされる戸塚 悦朗さんにおききました Q「恣意的拘禁」とはどういうことですか？など

▽「自由こそ治療だ」のイタリア「牢屋こそ治療だ」の日本／大熊 一夫（ジャーナリスト）

▽オーストラリアニューサウスウェールズ州の権利擁護／松本 真由美（精神保健福祉士・日本医療大学・大阪精神医療人権センター権利擁護システム研究会）

▼ベルギー、イギリス視察より

▽ベルギー視察から学んだこと～精神科医療が変わっていくために大切なこと～／弁護士 小山 操子

▽ベルギーの視察から感じたこと～物事の本質を考え、批判的に考えることの大切さ～／弁護士 佐々木 信夫

▽イギリスの精神保健制度視察の雑感／弁護士 佐藤 暁子

▽療養環境サポーター活動報告／阪和いずみ病院

▽療養環境サポーター活動報告／茨木病院

▽入院中の方の声

2019年度 社員総会の開催状況

第20回定時総会

日時 2019年5月18日（土）12:50～14:15

場所 エルおおさか大会議室 大阪市中央区北浜東3-14

参加者 運営会員総数 24名
出席運営会員数 22名（うち委任状出席者数5名）

内容 第1号議案 2018年度事業報告書承認の件
第2号議案 2018年度事業会計活動計算書
（財産目録、貸借対照表財務諸表の注記を含む）承認の件
第3号議案 2019年度事業計画承認の件
第4号議案 2019年度事業会計活動予算書承認の件

2019年度 理事会の開催状況

				場所
日時・場所	2019年	4月24日(水)	18:30~20:15	(1)
		5月29日(水)	18:30~20:15	(1)
		6月26日(水)	18:30~20:15	(1)
		7月31日(水)	18:30~18:45	(2)
		8月28日(水)	17:30~19:00	(2)
		9月25日(水)	18:30~20:15	(1)
		10月30日(水)	18:30~21:00	(2)
		11月27日(水)	18:30~20:15	(1)
	2020年	1月22日(水)	17:30~19:00	(2)
		2月26日(水)	18:30~20:15	(1)
		3月25日(水)	18:30~20:15	(1)

(1) 大阪精神医療人権センター&つぐみ法律事務所

大阪市北区西天満5-9-5 谷山ビル9階

(2) 大阪弁護士会館

大阪市北区西天満1丁目12-5

内容	定時総会の議案の検討
	個別相談活動／訪問活動／政策提言についての報告と検討
	財務状況の情報共有
	支援者に向けた取組みの検討

法人名： 特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	163,592		
普通預金	2,274,945		
郵便貯金	8,888,757		
仮払金	4,548		
流動資産合計		11,331,842	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
事務機器	1		
有形固定資産計	1		
固定資産合計		1	
資産合計			11,331,843
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	227,845		
預り金	118,918		
前受金	2,921,000		
流動負債合計		3,267,763	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,267,763
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		7,887,405	
当期正味財産増減額		176,675	
正味財産合計			8,064,080
負債及び正味財産合計			11,331,843

法人名： 特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター

財産目録

2020年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	163,592		
普通預金 三井住友銀行	2,274,945		
郵便貯金 ゆうちょ銀行	8,888,757		
仮払金			
交通費	4,548		
流動資産合計		11,331,842	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
事務機器			
印刷機 2011年購入 1台	1		
固定資産合計		1	
資産合計			11,331,843
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
3月分給料	216,460		
交通費等	11,385		
預り金			
源泉所得税	118,918		
前受金			
前受助成金	2,790,000		
前受会費	131,000		
流動負債合計		3,267,763	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,267,763
正味財産			8,064,080

法人名： 特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター

活動計算書

2019年4月1日～2020年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	備 考
I 経常収益			
1. 受取会費			
運営会員会費	72,000	69,000	3,000×23口
個人賛助会員会費	660,000	777,000	3,000×259口
個人賛助会員会費(障害者)	70,000	76,000	1,000×76口
団体賛助会員会費	200,000	175,000	5,000×35口
特別協力会費A	750,000	780,000	10,000×78口
特別協力会費B	360,000	240,000	30,000×8口
特別協力会費C	750,000	700,000	50,000×14口
2. 受取寄付金			
一般寄付金	4,500,000	5,317,120	
3. 助成金			
日本財団	6,050,000	7,110,000	
日本財団(前受金)	2,500,000		
PanasonicNPO/NGO組織基盤強化助成		330,000	
4. 事業収益			
(1)啓発・広報事業			
ニュース購読料	0	2,000	
(2)パンフレット等の発行			
パンフレット等の売上	900,000	975,007	個別相談ボランティア養成講座冊子・応援プロジェクト
5. その他収益			
受取利息	0	30	
雑収益	0	50,312	
経常収益計	16,812,000	16,601,469	

法人名: 特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター

活動計算書

2019年4月1日～2020年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	備 考
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,500,000	5,405,258	専従職員1名、アルバイト等
法定福利費	350,000	375,203	管理費・業務委託費として72万円を支出
中退共掛金	134,400	126,400	社会保険料
人件費計	4,984,400	5,906,861	
(2) その他経費			
家賃・共益費	734,400	589,500	
水道・光熱費	96,000	74,414	
印刷費	1,400,000	1,022,429	人権センターニュース・チラシ製作費等
通信・郵送費	500,000	395,528	人権センターニュース・チラシ送料等
交通費	2,000,000	1,269,370	面会活動・訪問活動・専従職員・アルバイト・講師等交通費
会場費	555,000	694,888	講演会・研究会会場費
会議費	35,000	57,452	訪問活動・講演会打ち合わせ等
諸謝金	1,220,000	1,265,890	講演会講師・権利擁護システム研究会コーディネーター、助成事業検討チーム委員等
資料・書籍等購入費	20,000	60	
消耗品・事務用品費	200,000	126,803	
諸会費	30,000	24,898	
外注費	1,400,000	1,404,852	ホームページ等システム製作費・冊子編集・動画作成・配信等を含む
支払手数料	50,000	58,868	
雑費	0	9,882	
減価償却費	0	0	
その他経費計	8,240,400	6,994,834	
事業費計	13,224,800	12,901,695	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	800,000	937,568	
法定福利費	80,000	93,801	社会保険料、退職金積立
中退共掛金	33,600	31,600	
福利厚生費	50,000		健康診断料
人件費計	963,600	1,062,969	
(2) その他経費			
家賃・共益費	183,600	147,375	
水道・光熱費	24,000	18,603	
印刷費	280,000	34,759	会議用コピー代等
通信・郵送費	100,000	168,675	会費や寄付の領収書送料等
交通費	120,000	105,293	専従職員・アルバイト交通費等
資料・書籍等購入費	0	51,988	
消耗品・事務用品費	300,000	53,474	
租税公課	10,000	1,604	
諸会費	30,000	31,375	
設備・備品費	100,000	332,699	パソコンソフト代、システム使用料等
広告宣伝費	50,000	21,600	
業務委託費	720,000	918,262	
顧問報酬料	378,000	369,600	会計顧問料を含む
支払手数料	60,000	122,945	
保険料	25,000	19,500	
雑費	100,000	62,378	WEBページレンタルサーバー代等
その他経費計	2,480,600	2,460,130	
管理費計	3,444,200	3,523,099	
経常費用計	16,669,000	16,424,794	
当期正味財産増減額	143,000	176,675	
前期繰越正味財産額	7,887,405	7,887,405	
次期繰越正味財産額	8,030,405	8,064,080	

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

2. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当法人の正味財産は8,064,080円であり、使途が制約された寄付金、助成金は2,790,000円です。

したがって使途が制約されていない正味財産は5,274,080円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
日本財団	2,500,000	6,050,000	7,110,000	1,440,000	
Panasonic	0	980,000	330,000	650,000	
損保ジャパン	0	700,000	0	700,000	
合計	2,500,000	7,730,000	7,440,000	2,790,000	

3. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
事務機器 印刷機	840,000	0	0	840,000	△ 839,999	1
合 計	840,000	0	0	840,000	△ 839,999	1

4. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
一般寄付金	5,317,120	1,050,388
	5,317,120	1,050,388

２０２０年度 事業計画書
（事業期間：２０２０年４月１日～２０２１年３月３１日）

認定ＮＰＯ法人大阪精神医療人権センター

第１ 事業の実施方針

１ 当センターが取り組んでいる課題は、精神障害者の権利保障を実現し、日本の精神医療の現状を変えるというとても大きなものです。この課題解決に向けて、私たちと意思を共有する支援者の皆様の協力が必要不可欠です。

２ 他方で、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、精神科に入院中の方への面会活動や精神科病院への訪問活動（療養環境サポーター制度）も制約されており、精神科に入院中の方の立場に立った権利擁護活動の実践が困難な状況が生じています。

また、複数の精神科病院内における新型コロナウイルス感染症の発症も確認されており、入院中の方は閉鎖処遇や強制入院によりいわゆる「３つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）のリスクを強いられている状況にあります。

そのような状況下において、①精神障害を理由に新型コロナウイルス感染症の予防・検査・治療を含め入院中の方が適切な医療にアクセスする機会が妨げられず、また、差別又は不利益を受けないこと、②外部との面会を一律に禁止するのではなく、携帯電話、スマートフォンやウェブシステムを活用した通信・面会の自由を保障すること、③退院に向けた活動や処遇が制限されないことが求められます。

３ 当センターは、このような状況の中で、できない理由を探すのではなく、どうすればできるのかという視点から、２０２０年度も活動を継続し、変化に柔軟に対応し、『精神障害のある人々の人権を守り、安心してかけられる精神医療を実現する』というミッション（目的）の実現を目指します。

講演会、検討会等の参加型企画の方向性：

当センターは、「社会をかえる」というビジョンのもとで、同じ意思を有する人たちのコミュニケーションを活性化させ、社会全体の意識の変化につなげることを目的に、現地会場において講演会、意見交換会等を開催してきました。

このような企画に関し、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、２０２０年度は、IT ツール等を活用し、従前の企画の質を低下させることなく、オンライン開催を視野に入れて継続することを検討しています。

第2 2020年度・9つの重点的な活動内容

1 声をきく～精神科に入院する方の立場にたった権利擁護活動を実践するために～

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、面会活動が制約されている状況においても、「声をきく～精神科に入院中の方の立場に立った権利擁護活動を実践する～」というビジョンを実現するための方法を検討し、サステナビリティ（持続可能性）のある権利擁護システムの構築を目指すこと
- ② 面会活動が制約されている中でも、活動参加者が引き続き活動に参加できるように、その不安や悩みを共有できる場所（事例検討会の開催を含む。）を提供し、安心して活動に参加できる体制を目指すこと
- ③ ア）日本財団助成事業「精神科に入院中の方への権利擁護の普及のためのコンサルテーション」事業（2020年度）を活用し、また、イ）厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究」（2019年度）に関与することで、全国の団体との連携、協力を強化し、入院者の立場に立った権利擁護活動を全国に普及させることを目指すこと

2 扉をひらく～精神科病院を開かれたものにするために～

- ① 新型コロナウイルス感染症による影響により療養環境サポーター制度(大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業)が中断していますが、その再開に備えて、訪問活動に関する情報（活動の必要性と概要、留意事項、スキル、チェックリスト等）を重点的に整理し、「扉よひらけ⑧」の発刊の中で、その成果の共有を目指すこと
- ② 人権センターニュースの電子書籍化、フェイスブック、YouTube チャンネル、note を活用することにより、情報発信を強化すること
- ③ 2020年3月に発覚した神出病院での複数の病院職員らによる長期間にわたる入院者へのわいせつ、暴行、虐待事件に関し、他団体と連携、協力し、被害実態の徹底的な解明と再発の防止、障害者虐待防止法の対象に医療機関を含めるよう求めること

3 社会をかえる～安心してかけられる精神医療を実現するために～

- ① 精神障害を理由に、ア）新型コロナウイルス感染症の予防・検査・治療を含む適切な医療にアクセスする権利が奪われないこと、イ）同感染症対策の中で差別又は不利益を受けないこと、及びウ）退院や処遇（面会・通信の自由を含みます。）が不当に制限されないようにすること

- ② 権利擁護システム研究会では、ア)日本の精神医療の現状、原因、課題を正確に把握し、イ)現状を変えるための方向性と方法論について、ウ)立場をこえて議論し、できない理由ではなく、できる方法論を追及することを大切にしてきました。このような危機的状況であるからこそ、同研究会が大切にしてきた価値観を実践するため、2020年度も権利擁護システム研究会を継続すること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響が終結することを見据えて、全国における精神医療及び精神保健福祉における権利擁護活動の実施状況を調査・整理し、未来に向けた権利擁護活動のあり方を検討すること

第3 個別相談活動の実施方針

1 個別相談の実施

- (1) 「声をきく～精神科に入院する方の立場に立った権利擁護活動を実践するために」というビジョンのもとで、2020年度も、当センターでは、主に精神科に入院中の方から、手紙、FAX、電話及び面会による個別相談の実施を継続します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、面会活動が制約されている中で、「声をきく」という価値観を実践するため、面会活動以外の代替的な手段を検討します。例えば、Eメールによる個別相談の開始、電話相談の対応日時の拡大、スマートフォン・タブレット・ウェブ会議システムの活用等を検討します。

2 大阪府内における個別相談活動の充実に向けた取組

- (1) 個別相談活動に関心、興味のある方に向けた養成講座の開催（年1回）
- (2) 事例検討会の開催（年2回）

3 精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充（＊）

- (1) 大阪府以外の団体と連携、協力した検討チームの開催（年4回）
- (2) 大阪府以外の団体と連携、協力した設立35周年の記念講演会の開催（11月）
- (3) 各地に精神医療人権センターを立ち上げるために必要となる情報、ノウハウを整理し、マニュアル化を行う。
- (4) 大阪府以外における公開講座又は事例検討会の開催

＊日本財団助成事業「精神科に入院中の方への権利擁護の普及のためのコンサルテーション」事業（2020年度）

第4 精神科病院への訪問活動及び情報公開の実施方針

1 精神科病院への訪問活動の実施

当センターは、2020年度も療養環境サポーター制度の取組に参加し、毎月1回、精神科病院への訪問活動を実施し、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に当センターから2名の委員が参加することを予定しています。

もっとも、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、同活動が中断されているところ、その再開に備えて訪問活動に関する情報（活動の必要性と概要、留意事項、スキル、チェックリスト等）を重点的に整理し、「扉よひらけ⑧」の発刊の中で、その成果を共有することを計画しています。

また、大阪精神医療センターの医療観察法病棟に2か月に一回の面会相談活動を継続していきます。

2 情報公開

- (1) 630調査の情報公開請求に向けた取り組みを行います。
- (2) 人権センターニュース（2か月に1回）やウェブサイトにて、療養環境サポーターの活動報告を随時、掲載します。また、より多くの方々がアクセスしやすくするため、人権センターニュースの電子書籍化を目指します。
- (3) 日本の精神科医療の現状をより多くの方々に知ってもらい、精神科病院の「扉をひらくため」に、フェイスブック、Youtubeチャンネル、note等を活用し、情報発信を強化します。
- (4) 設立35周年を記念して、精神科病院への訪問活動を整理した「扉よひらけ⑧」の発刊を目指します。

3 精神科病院への訪問活動の充実に向けて

精神科病院への訪問活動に参加する療養環境サポーターの皆様に参加していたき、精神科病院への訪問活動の充実に向けて、意見交換会を開催します。

4 精神科病院の密室性、閉鎖性の解消に向けて

2020年3月に発覚した神出病院での複数の病院職員らによる長期間にわたる入院者へのわいせつ、暴行、虐待事件に関し、他団体と連携、協力し、被害実態の徹底的な解明と再発の防止を求めます。

第5 精神医療及び精神保健福祉に係る啓発・政策提言活動の実施方針

1 声明、意見表明等による政策提言活動

2020年度も、「人権」及び「人間の尊厳」の観点から、当センターが取り組

むべき社会的課題の解決に向けて、権利擁護システム研究会が中心となり、声明等を作成し、公表することによって、当センターが大切にしている価値観をより多くの方に伝えます。

- ① 強制入院制度の抜本的見直し（その廃止を含む。）に向けて
- ② 精神科に入院中の方の権利擁護システムの構築に向けて
- ③ 長期入院、社会的入院の解消に向けて／重度かつ慢性の概念の問題
- ④ 措置入院に関するガイドラインの問題
- ⑤ 精神医療審査会の問題点
- ⑥ 増加する身体拘束・隔離の問題
- ⑦ ６３０調査のあり方について
- ⑧ 精神科特例の廃止
- ⑨ 「精神病院建築基準の改正について」（昭和四四年六月二三日）（衛発第四三一号）（各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）について
- ⑩ 患者の権利を中心とする医療基本法の制定
- ⑪ 神出病院事件
- ⑫ 精神障害、精神疾患を理由に、新型コロナウイルス感染症の予防・検査・治療を含む適切な医療にアクセスする権利が奪われないこと

2 権利擁護システム研究会の開催

２０２０年度も、竹端寛さん（兵庫県立大学）に加えて、原昌平さん（ジャーナリスト [元読売新聞大阪本社 編集委員]）をコーディネーターに迎え、日本の精神医療の現状を追認せず、現状を変えるための方策を検討するために研究会を開催します。

この研究会では、①日本の精神医療の現状、原因、課題を正確に把握し、②現状を変えるための方向性と方法論について、③立場をこえて議論し、できない理由ではなく、できる方法論を追及することを大切にしています。

そのため、２０２０年度も、権利擁護システム研究会も、オンライン開催を含めて開催を予定しています。

２０２０年度の権利擁護システム研究会：

強制・管理・抑圧の多い精神医療を変えるには、法制度や政策だけでなく、根底にある精神医療の考え方（思想・文化）について掘り下げる必要があります。

病気や障害をどのようにとらえるか、患者とどう接するか、治療や回復の目標はどこにあり、どんなことが有用なのか。医療関係者がこれまで当然と思っ

てきたことは、実は偏った思考の枠組みかもしれません。日本の精神医療の現状を変えていくためには、このような思考を再考し、変わっていく必要があります。

このような探究は、制度政策の改革を打ち出すときの基軸になり、現場から医療を変える力にもなっています。

キーワード：強制・管理・抑圧を変えていく、精神医療を変えるための実践、治療文化

3 調査事業

全国における精神医療及び精神保健福祉における権利擁護活動の実施状況を調査・整理し、未来における権利擁護活動のあり方の追求を目指す。

4 講演会の開催

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンライン開催も視野にいて開催方法も工夫しながら、記念講演会（年に1～2回）の開催を目指します。
- (2) 医療観察法の廃止に向けた講演会（年2回・開催日時は未定）

5 書籍出版

現在、特定非営利活動法人 DPI 日本会議から協力依頼を受け、『精神障害のある人の権利 Q&A（仮）』（2020 年 11 月発行予定）解放出版社の出版に取り組んでいます。本書籍の執筆者には、大阪精神医療人権センターの活動参加者も多く参加しています。

6 講師派遣等

大阪精神医療人権センターのビジョン（目的）の一つには、「社会をかえる～安心してかけられる精神医療を実現する～」があります。

この目的を実現するためには、長年の活動から得られた経験、ノウハウをもとに、当センターのビジョン（声をきく、扉をひらく、社会をかえる）をもとに、学校、病院、福祉施設、行政機関、NPO等の非営利組織等の団体に対し、これまで講師派遣（有償）を実践してきました。

この活動により精神障がい者の自由が守られ、また、精神障害・精神疾患に対する差別、偏見の解消を目指しています。病院内の人権研修にも対応します。

2020 年度も講師派遣等の事業に力を入れて取り組みます。

講師派遣活動の例

- 精神障がい者の人権
- 3つのビジョン（声をきく、扉をひらく、社会をかえる）ことの大切さと実践
- 障害者権利条約、人権の視点から精神保健福祉法を考える
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の内容、実践、事例紹介
- 行動制限（身体拘束、隔離）・閉鎖病棟・長期入院・強制入院をなくしていくために／減らしていくために
- 精神科医療の歴史・変遷
- 精神科医療における権利擁護活動の意義・内容・成果
- 入院中の方の声をきくこと
- 入院経験のある方の体験談
- 療養環境サポーター制度(大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業)の歴史・活動内容・成果
- 大阪精神医療人権センターの活動の意義と成果（個別相談活動の始め方）
- 大和川病院事件から考える日本の精神科医療

以 上

法人名: 特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター

活動予算書

2020年4月1日～2021年3月31日

(単位:円)

科 目	前年度決算額	予算額	備考
I 経常収益			
1. 受取会費			
運営会員会費	69,000	72,000	3,000×24口
個人賛助会員会費	777,000	840,000	3,000×280口
個人賛助会員会費(障害者)	76,000	80,000	1,000×80口
団体賛助会員会費	175,000	200,000	5,000×40口
特別協力会費A	780,000	900,000	10,000×90口
特別協力会費B	240,000	360,000	30,000×12口
特別協力会費C	700,000	750,000	50,000×15口
2. 受取寄付金			
一般寄付金	5,317,120	5,000,000	
3. 助成金			
日本財団	7,110,000	7,680,000	
PanasonicNPO/NGO組織基盤強化助成	330,000	650,000	
損保ジャパン		700,000	
4. 事業収益			
(1)啓発・広報事業			
ニュース購読料	2,000	2,000	
(2)パンフレット等の発行			
パンフレット等の売上	975,007	1,200,000	扉よひらけ⑧・応援プロジェクト
5. その他収益			
受取利息	30	30	
雑収益	50,312	0	
経常収益計	16,601,469	18,434,030	

Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,405,258	6,000,000	専従職員1名、アルバイト等 管理費・業務委託費として72万円を支出 社会保険料
法定福利費	375,203	450,000	
中退共掛金	126,400	126,400	
人件費計	5,906,861	6,576,400	
(2) その他経費			
家賃・共益費	589,500	734,400	人権センターニュース・チラシ・冊子・リーフレット製作費等 人権センターニュース・チラシ・冊子・リーフレット送料等 面会活動・訪問活動・専従職員・アルバイト・講師等交 通費 講演会・研究会会場費 訪問活動・講演会打ち合わせ等 講演会講師・権利擁護システム研究会コーディネー ター、助成事業検討チーム委員等 精神保健福祉資料情報公開請求コピー代等 ホームページ等システム製作費を含む
水道・光熱費	74,414	80,000	
印刷費	1,022,429	1,500,000	
通信・郵送費	395,528	250,000	
交通費	1,269,370	1,250,000	
会場費	694,888	600,000	
会議費	57,452	60,000	
諸謝金	1,265,890	1,600,000	
資料・書籍等購入費	60	20,000	
消耗品・事務用品費	126,803	150,000	
諸会費	24,898	30,000	
設備・備品費	0	0	
外注費	1,404,852	1,800,000	
支払手数料	58,868	60,000	
雑費	9,882	10,000	
減価償却費	0	0	
その他経費計	6,994,834	8,144,400	
事業費計	12,901,695	14,720,800	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	937,568	1,000,000	社会保険料、退職金積立 健康診断料
法定福利費	93,801	100,000	
中退共掛金	31,600	31,600	
福利厚生費			
人件費計	1,062,969	1,131,600	
(2) その他経費			
家賃・共益費	147,375	150,000	会議用コピー代等 会費や寄付の領収書送料等 専従職員・アルバイト交通費等 パソコンソフト代、システム使用料等 会計顧問料を含む WEBページレンタルサーバー代等
水道・光熱費	18,603	20,000	
印刷費	34,759	50,000	
通信・郵送費	168,675	200,000	
交通費	105,293	120,000	
資料・書籍等購入費	51,988	20,000	
消耗品・事務用品費	53,474	70,000	
租税公課	1,604	10,000	
諸会費	31,375	35,000	
設備・備品費	332,699	100,000	
広告宣伝費	21,600	50,000	
業務委託費	918,262	950,000	
顧問報酬料	369,600	400,000	
支払手数料	122,945	150,000	
保険料	19,500	25,000	
雑費	62,378	100,000	
その他経費計	2,460,130	2,450,000	
管理費計	3,523,099	3,581,600	
経常費用計	16,424,794	18,302,400	
当期正味財産増減額	176,675	131,630	
前期繰越正味財産額	7,887,405	8,064,080	
次期繰越正味財産額	8,064,080	8,195,710	

認定NPO法人大阪精神医療人権センター役員名簿

代表理事 位 田 浩

代表理事 大 槻 和 夫

副代表理事 山 本 深 雪

理 事 有 我 譲 慶

理 事 大久保 圭 策

理 事 里 見 和 夫

理 事 たにぐち まゆ

理 事 藤 原 理 枝

理 事 細 井 大 輔

監 事 芦 田 邦 子

入会やご寄付のおねがい

私たちの財政的基盤の中心は「会費」や「寄付」となります。活動を維持し、充実させるためには、皆様からの支援が必要となります。



電話・面会相談では相談者の方からお金を頂いておらず、訪問活動（療養環境サポーター制度）でも大阪府等から委託費用の支払はありません。特に面会活動の拡充のためには、交通費（1回 2,000 円～ 4,000 円／2 名分）や複数の事務局スタッフの人件費（年間約 500 万円）が必要となります。

会費・寄付の申込と支払方法

寄付もいつでも受付けています。

会員種別
年会費

賛助会員	
障害者	1,000 円
個人	3,000 円
団体	5,000 円

特別協力会員
& 寄付
大募集

特別協力会員

A	10,000 円
B	30,000 円
C	50,000 円

こちらより申込書をダウンロードできます



検索 大阪精神医療人権センター

入会・寄付は
WEB でも手続きできます。
<http://www.psy-jinken-osaka.org/>



郵便払込

口座番号 00960-3-27152
加入者名 NPO 大阪精神医療人権センター

銀行振込

三井住友銀行 南森町支店 普通 1485805

現金

講演会会場・事務所にて

クレジットカード

ウェブサイトのみ

会員特典

人権センターニュースの送付 年4～6冊(事業報告書含む)

人権センターニュースは、「声をきく」ことを重要な価値観とする私たちだからこそ発信できる情報が盛りだくさんです。また、病院訪問報告書も毎月2病院掲載しており、大阪府内の病院の療養環境の改善状況等をすることができます。当事者・家族の皆様だけでなく、精神科病院に勤務する皆様や地域精神医療保健福祉にかかわる皆様にも必見です。



メルマガ配信 1か月に1回から2回

精神医療及び精神保健福祉にかかわる最新ニュースや私たちの講演会・セミナー情報等をいち早くお知らせします。

活動参加のための情報提供

面会活動だけでなく、講演会の企画・運営や広報誌・SNS による情報発信のサポート等いろいろな形で参加できます。

※面会活動は養成講座の受講が条件となります。

寄付特典

ご寄付をしていただく場合、確定申告によって『税額控除』を受けることができます。



税額控除とは？

*確定申告は最寄りの税務署にご相談ください。
*大阪府（堺市を除く。）に在住の方は、地方税分も控除されます。
*控除には限度額があり、実際の税額はケースにより異なります。

寄付金 1 万円の時

所得税額 -3,200 円

実質負担
6,800 円

寄付金 5 万円の時

所得税額 -19,200 円

実質負担
30,800 円

10,000 円のご寄付で、2～3 名の面会が可能になります。



発行 2020年6月

編集人 認定NPO法人大阪精神医療人権センター

〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-5 谷山ビル9F

TEL 06-6313-2003

FAX 06-6313-0058

<http://www.psy-jinken-osaka.org/>

入院中の方やそのご家族からの電話相談

☎06-6313-0056 原則水曜日 2時～5時

